

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本フレーム

1. 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

国では、これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動により形成されてきた大量廃棄型の社会からの転換を図り、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り削減される「循環型社会」を形成することを目指しています。

このため、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月）に基づき循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成25年5月31日に閣議決定した『第三次循環型社会形成推進基本計画』では、持続可能な循環型社会を形成するための基本的方向として、「質にも着目した循環型社会の形成」が掲げられ、以下のような取り組みが示されています。

- ① リサイクルより優先順位の高い 2R（リデュース・リユース）の取り組みがより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など 使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の 有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた 新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

一方、兵庫県では、廃棄物処理法の規定に基づく法定計画として、「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～（平成25年3月）」を策定し、計画推進に向けた施策として、「廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用の推進のための施策」及び「廃棄物の適正処理推進のための施策」を掲げています。

このような状況を踏まえ、本計画の基本理念を『廃棄物の安心・安全な処理と3Rの推進による循環型社会の構築～恵まれた環境を子どもたちの子どもたちにつなぐまち～』と定めます。

また、本計画の基本的な考え方としては、住民、事業者、行政、NPO等の参画と協働のもとに、各々が自発的・積極的に廃棄物の安心・安全な処理と3Rに取り組むとともに、ネットワークや協力体制の構築を推進することで、持続可能な循環型社会の構築を目指すものとします。

具体的には、循環型社会形成推進基本法で定められている優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）に従って対策を進めることとし、住民、事業者及び行政間でごみ（廃棄物）に関する正しい知識や情報の共有を図り、徹底した廃棄物の発生抑制を講じます。

そのうえで、不要となったものは、再使用及び再生利用を促し、最終的に再使用や再生利用ができなくなったものを安心・安全に処理することにより、持続可能な資源循環型社会の構築を目指します。

基本理念

廃棄物の安心・安全な処理と3R^{*}の推進による循環型社会の構築
～恵まれた環境を子どもたちの子どもたちにつなぐまち～

* 3Rとは、環境用語の一つで、Reduce（リデュース＝発生抑制）、Reuse（リユース＝再使用）、Recycle（リサイクル＝再生利用）の略称です。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再生利用にまわそうというもので、循環型社会の形成に関する基本原則となっています。

（2）基本方針

本計画における基本方針は次のとおりです。

基本方針1 3Rの総合的な推進

20世紀後半に形成された大量生産・大量消費型かつ大量廃棄型のライフスタイルから、循環（3R）を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルに転換を図ることで、低炭素社会や自然共生社会とも統合された持続可能な循環型社会の構築を目指します。

また、地域で循環可能なバイオマス等の資源は可能な限り地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくことで3Rの推進を図ります。

基本方針2 廃棄物の安心・安全な処理（ごみの適正処理及び資源化）の推進

廃棄物の安心・安全な処理（ごみの適正処理及び資源化）を将来にわたり安定して実施していくため、南但クリーンセンターの適正な運用及び最終処分場の適正な管理（延命化）を推進します。

また、南但地域におけるバイオマスの有効活用を図るため、南但クリーンセンター（バイオマス設備）の効果的な運用を図ります。

基本方針3 住民・事業者・行政の協働による取組の推進

住民・事業者・行政・NPO等が循環型社会の構築のために、各々が自発的・積極的にそれぞれの役割を果たすとともに、各々が持つ知識や知恵を最大限に活用できる環境をつくるため、お互いの協力関係を構築します。

その上で、3Rに関する取り組みが図られるよう、各々があらゆる機会を通して情報を発信・共有することで、様々な活動を展開し、循環型社会の構築を図ります。

基本方針4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策

不法投棄の未然防止により、地域環境の保全を図るため、監視事業の強化や関係機関との連携強化及び看板等の設置による啓発活動を実施するとともに、廃棄物の適正処理についての意識向上を目指します。

また、大規模災害発生時に備えた取り組みとして、災害廃棄物処理計画の作成検討や災害時における適正処理確保に向けた平時からの備え（訓練・備蓄）を推進します。

2. 計画目標年度の設定

本計画における計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間とします。

また、策定指針に従い概ね5年ごとの見直しを予定しているため、平成31年度（2019年度）を中間目標年度とします。

なお、計画期間中において、南但地域を取り巻く社会情勢や新たな環境問題等、大きな変化が生じた場合には、随時見直しを行うこととします。

中間目標年度	平成31年度（2019年度）
長期目標年度	平成36年度（2024年度）

3. 目標年度における基本フレーム

(1) 将来人口の推計

将来人口の推計は、「国立社会保障・人口問題研究所」に掲げる推計を基に、補間法により数値を算出し、実績値（平成25年度）との差を補正したものを用いました。

南但地域における将来人口の推計は次のとおりです。

表 4-1-1 将来人口の推計

年 度		人口(人)		
		南但地域	養父市	朝来市
実績値	平成16年度(2004)	66,192	29,836	36,356
	平成17年度(2005)	65,552	29,509	36,043
	平成18年度(2006)	64,877	29,122	35,755
	平成19年度(2007)	64,141	28,691	35,450
	平成20年度(2008)	63,203	28,282	34,921
	平成21年度(2009)	62,325	27,846	34,479
	平成22年度(2010)	61,583	27,550	34,033
	平成23年度(2011)	60,812	27,102	33,710
	平成24年度(2012)	59,917	26,580	33,337
	平成25年度(2013)	58,911	26,069	32,842
予測	平成26年度(2014)	58,203	25,726	32,477
	平成27年度(2015)	57,492	25,382	32,110
	平成28年度(2016)	56,802	25,053	31,749
	平成29年度(2017)	56,112	24,724	31,388
	平成30年度(2018)	55,422	24,395	31,027
	平成31年度(2019)	54,732	24,066	30,666
	平成32年度(2020)	54,040	23,737	30,303
	平成33年度(2021)	53,358	23,416	29,942
	平成34年度(2022)	52,676	23,095	29,581
	平成35年度(2023)	51,994	22,774	29,220
	平成36年度(2024)	51,312	22,453	28,859

中間目標年度

長期目標年度

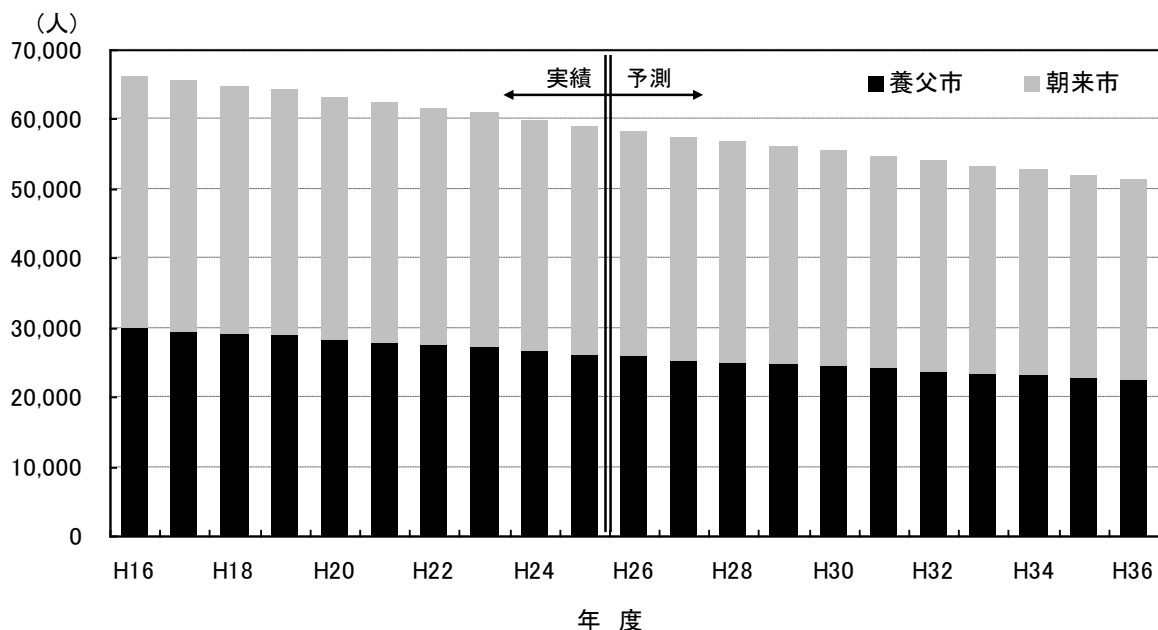


図 4-1-1 将来人口の推計

(2) ごみ排出量の予測

1) 予測手法

過去5年間における1人1日当たりのごみ排出量の実績値をごみ種類別に予測式に当てはめ、求めた1人1日当たりのごみ排出量の推計値に将来人口の推計値を乗じることで、将来におけるごみ排出量の推計値をごみ種類別に算出しました。

また、将来の中間処理量、資源化量及び最終処分量は、平成25年度の南但クリーンセンターの供用開始により処理体制が新たに確立されたことを考慮し、近年の実績値を踏まえた算出を行いました。

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法は次のとおりです。

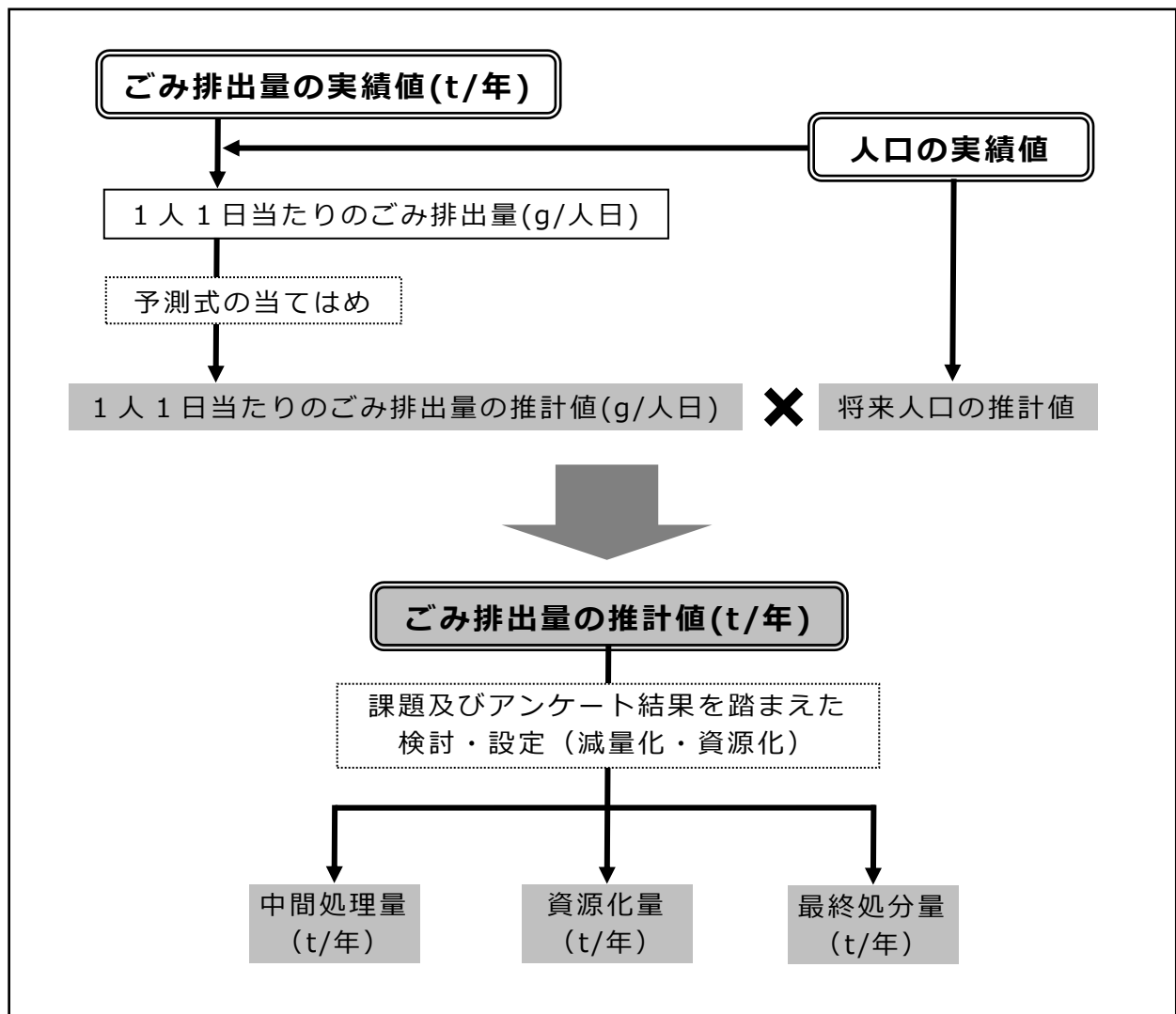


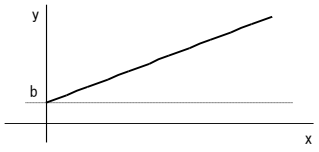
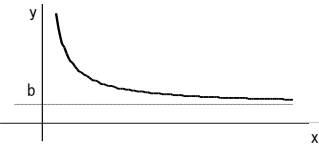
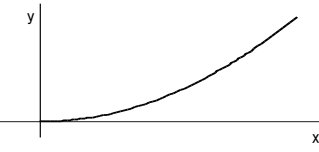
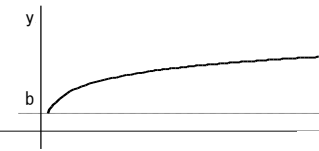
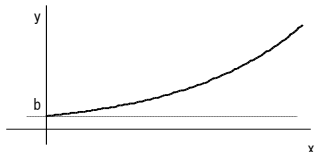
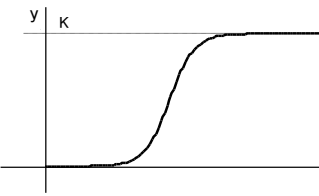
図 4-1-2 将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法

2) 予測式の概要

予測については、各予測式の結果を踏まえ、決定係数（1に近いほど過去の実績との相関が良い）や現在の状況、他計画との整合性等を総合的に判断し、最も妥当と判断される予測値を採用しました。

1人1日当たりのごみ排出量の予測に用いた予測式は次のとおりです。

表 4-1-2 予測式の概要

予測式の種類	グラフ模式図	特徴
一次傾向線 $y = a \cdot X + b$		・直線式のため増加・減少傾向がはっきりと出ます。また、実績が増加傾向にある場合は、現在の傾向が継続することを前提とするため、予測結果が過大になる場合もあります。
分 数 $y = a/x + b$		・変化率を低く抑える時に有効な予測式です。
べき曲線 $y = a \cdot X^b$ ($a > 0$ 、 $b > 0$)		・比較的あてはまりが良く、多くの都市の人口推定等に適用できるとされており、徐々にごみ量の増減率が低減していくような曲線的推移を示す場合にも有効な予測式です。
自然対数 $y = a \log x + b$ ($x > 0$)		・徐々にごみ量の増減率が低減していくような曲線的推移を示す場合に有効な予測式です。
一次指数曲線 $y = a \cdot b^x$ ($a > 0$ 、 $b > 1$)		・過去のデータが等比級数的な傾向の時にあてはめの結果が良いとされていますが、式の特性上、数値が急激に変化する場合があります。
ロジスティック曲線 $y = k / (1 + a \cdot e^{-bx})$ ($a > 0$ 、 $b > 1$) k：飽和定数 e：自然対数の底		・人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口の増加速度は、その時の人口の大きさに比例しますが、同時にその時の人口の大きさに関する抵抗を受けるという理論によって定式化された式です。飽和点に向かって収束していくのが特徴です。

3) 予測結果

養父市及び朝来市における1人1日当たりのごみ排出量の予測結果は次のとおりです。

① 養父市

生活系ごみの可燃ごみ、不燃ごみ及び集団回収は緩やかな増加傾向、事業系の可燃ごみは横ばい傾向とした予測値の採用、生活系ごみの資源ごみ及び粗大ごみは、予測値の設定を行いました。

表 4-1-3 予測結果（養父市）

年 度		1人1日当たりのごみ排出量の合計								
			生活系ごみ					事業系ごみ		集団回収
			可燃ごみ	資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ		可燃ごみ		
(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)	
実績	平成21年度(2009)	830.8	562.6	438.1	87.4	17.3	19.8	164.8	164.8	103.4
	平成22年度(2010)	814.6	555.9	444.8	80.0	13.8	17.3	156.1	156.1	102.5
	平成23年度(2011)	841.8	573.9	456.8	79.9	15.8	21.4	164.5	164.5	103.3
	平成24年度(2012)	861.8	599.5	475.5	79.7	19.4	24.9	150.9	150.9	111.4
	平成25年度(2013)	841.9	562.5	436.9	80.8	27.0	17.8	172.9	172.9	106.6
予測	平成26年度(2014)	859.2	589.3	461.1	81.6	26.4	20.2	161.5	161.5	108.4
	平成27年度(2015)	863.6	593.2	463.9	81.6	27.5	20.2	161.5	161.5	108.9
	平成28年度(2016)	867.6	596.7	466.6	81.6	28.3	20.2	161.5	161.5	109.4
	平成29年度(2017)	871.1	599.8	469.2	81.6	28.8	20.2	161.5	161.5	109.8
	平成30年度(2018)	874.4	602.7	471.8	81.6	29.1	20.2	161.5	161.5	110.2
	平成31年度(2019)	877.3	605.3	474.2	81.6	29.3	20.2	161.4	161.4	110.6
	平成32年度(2020)	880.1	607.8	476.5	81.6	29.5	20.2	161.4	161.4	110.9
	平成33年度(2021)	882.7	610.1	478.7	81.6	29.6	20.2	161.4	161.4	111.2
	平成34年度(2022)	885.1	612.2	480.8	81.6	29.6	20.2	161.4	161.4	111.5
	平成35年度(2023)	887.3	614.2	482.8	81.6	29.6	20.2	161.4	161.4	111.7
	平成36年度(2024)	889.6	616.2	484.7	81.6	29.7	20.2	161.4	161.4	112.0

中間
目標年度

長期
目標年度

中間
目標年度

長期
目標年度

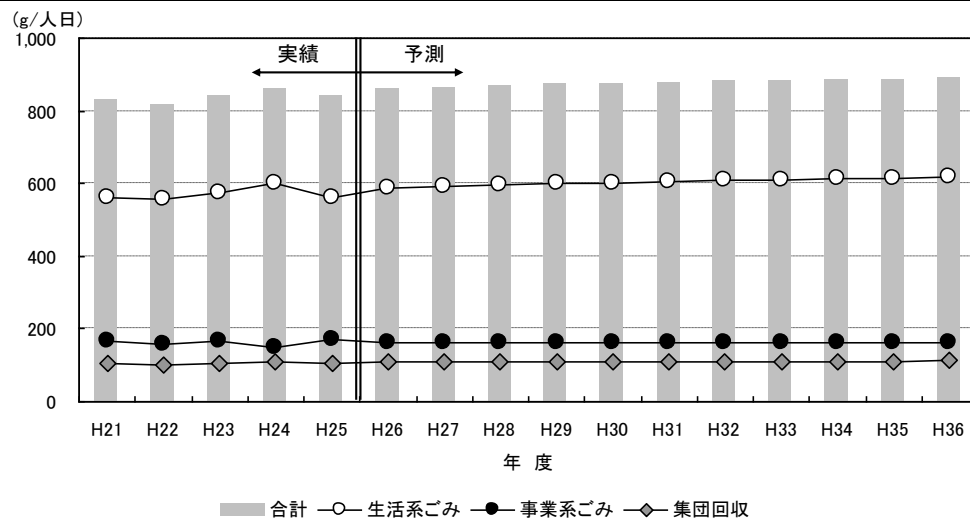


図 4-1-3 予測結果（養父市）

② 朝来市

生活系ごみの可燃ごみは緩やかな増加傾向、生活系ごみの資源ごみ及び集団回収は緩やかな減少傾向とした予測値の採用、生活系の不燃ごみ、事業系の可燃ごみ及び不燃ごみは、予測値の設定を行いました。

表 4-1-4 予測結果（朝来市）

年 度		1人1日当たりのごみ排出量の合計									
		生活系ごみ					事業系ごみ			災害 廃棄物	集団回収
		(g/人日)	(g/人日)	可燃ごみ	資源ごみ	不燃ごみ	(g/人日)	可燃ごみ	不燃ごみ		
				(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)		(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)
実績	平成21年度(2009)	1,051.3	579.3	475.0	64.8	39.7	195.4	152.5	42.9	165.5	111.1
	平成22年度(2010)	896.9	575.8	477.5	64.4	33.8	213.4	152.1	61.3	0.0	107.7
	平成23年度(2011)	900.2	584.1	487.4	61.9	34.8	209.4	158.9	50.6	0.0	106.7
	平成24年度(2012)	919.9	586.8	489.6	62.0	35.1	233.7	183.0	50.7	0.0	99.4
	平成25年度(2013)	930.2	584.8	477.9	59.6	47.2	247.3	202.1	45.1	0.0	98.2
予測	平成26年度(2014)	922.6	582.1	486.2	60.0	35.9	242.7	192.6	50.1	0.0	97.8
	平成27年度(2015)	921.8	582.5	487.1	59.5	35.9	242.7	192.6	50.1	0.0	96.6
	平成28年度(2016)	921.1	582.9	487.9	59.1	35.9	242.7	192.6	50.1	0.0	95.5
	平成29年度(2017)	920.5	583.3	488.6	58.8	35.9	242.7	192.6	50.1	0.0	94.5
	平成30年度(2018)	920.0	583.6	489.2	58.5	35.9	242.7	192.6	50.1	0.0	93.7
	平成31年度(2019)	919.5	583.9	489.8	58.2	35.9	242.7	192.6	50.1	0.0	92.9
	平成32年度(2020)	919.0	584.1	490.3	57.9	35.9	242.7	192.6	50.1	0.0	92.2
	平成33年度(2021)	918.5	584.3	490.7	57.7	35.9	242.7	192.6	50.1	0.0	91.5
	平成34年度(2022)	918.1	584.5	491.2	57.4	35.9	242.7	192.6	50.1	0.0	90.9
	平成35年度(2023)	917.8	584.7	491.6	57.2	35.9	242.7	192.6	50.1	0.0	90.4
	平成36年度(2024)	917.3	584.8	491.9	57.0	35.9	242.7	192.6	50.1	0.0	89.8

中間
目標年度

長期
目標年度

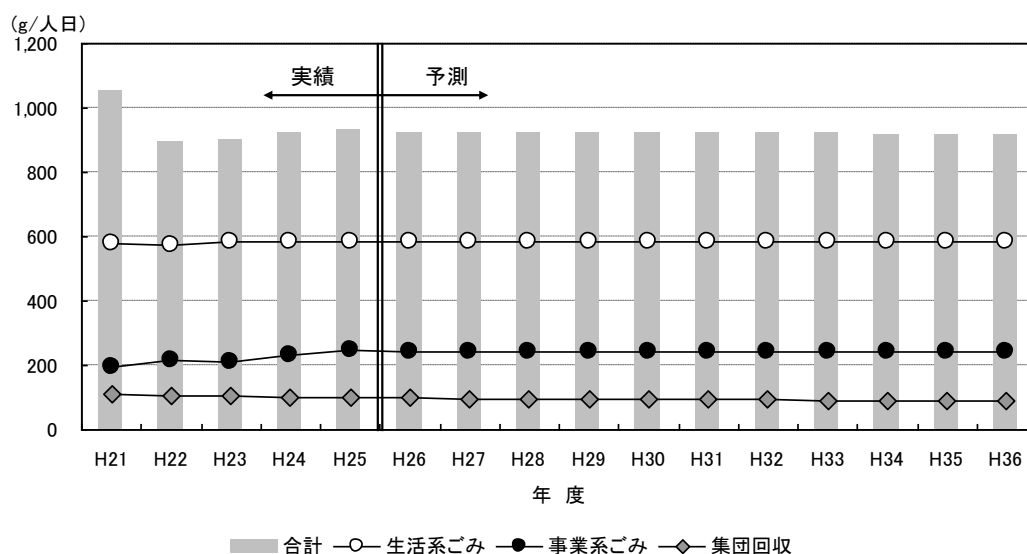


図 4-1-4 予測結果（朝来市）

4) ごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）

南但地域、養父市及び朝来市におけるごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）は次のとおりです。

表 4-1-5 ごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）（南但地域）

年 度		ごみ排出量の合計										
		(t/年)	生活系ごみ					事業系ごみ			災害 廃棄物 (t/年)	集団回収 (t/年)
			可燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	粗大ごみ (t/年)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)				
実 績	平成21年度(2009)	21,674	13,008	10,431	1,704	675	201	4,134	3,594	540	2,083	2,449
	平成22年度(2010)	19,332	12,742	10,405	1,604	559	174	4,221	3,460	761	0	2,369
	平成23年度(2011)	19,457	12,900	10,545	1,557	586	212	4,216	3,592	624	0	2,341
	平成24年度(2012)	19,554	12,956	10,571	1,528	615	242	4,308	3,691	617	0	2,290
	平成25年度(2013)	19,162	12,362	9,886	1,484	823	169	4,609	4,068	541	0	2,191
予 測	平成26年度(2014)	19,004	12,434	10,093	1,477	674	190	4,393	3,799	594	0	2,177
	平成27年度(2015)	18,804	12,323	10,007	1,453	676	187	4,340	3,753	587	0	2,141
	平成28年度(2016)	18,609	12,212	9,921	1,431	675	185	4,290	3,709	581	0	2,107
	平成29年度(2017)	18,407	12,095	9,832	1,410	671	182	4,238	3,664	574	0	2,074
	平成30年度(2018)	18,205	11,977	9,741	1,390	666	180	4,186	3,619	567	0	2,042
	平成31年度(2019)	17,998	11,851	9,647	1,368	659	177	4,135	3,574	561	0	2,012
	平成32年度(2020)	17,789	11,726	9,551	1,347	653	175	4,082	3,528	554	0	1,981
	平成33年度(2021)	17,582	11,600	9,454	1,328	645	173	4,032	3,484	548	0	1,950
	平成34年度(2022)	17,376	11,473	9,357	1,308	638	170	3,982	3,441	541	0	1,921
	平成35年度(2023)	17,164	11,341	9,256	1,288	629	168	3,930	3,396	534	0	1,893
	平成36年度(2024)	16,953	11,209	9,153	1,269	621	166	3,880	3,352	528	0	1,864

中間
目標年度

長期
目標年度

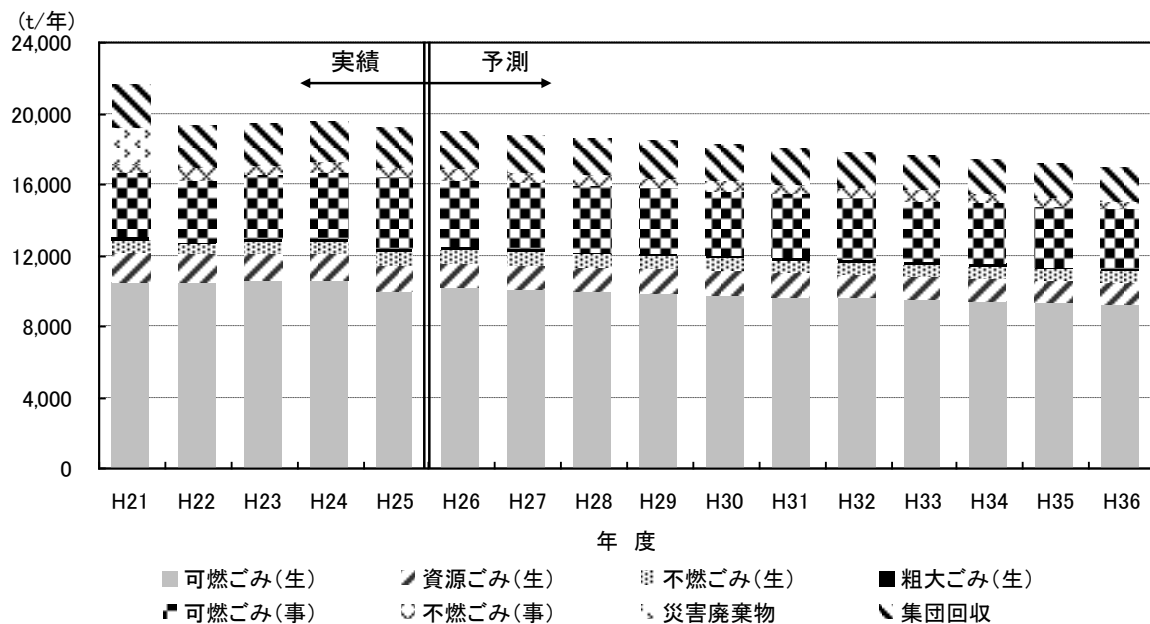
中間
目標年度長期
目標年度

図 4-1-5 ごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）（南但地域）

表 4-1-6 ごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）（養父市）

年 度		ごみ排出量の合計								集団回収
		生活系ごみ					事業系ごみ			
		可燃ごみ		資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	可燃ごみ			
		(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	
実績	平成21年度(2009)	8,444	5,718	4,453	888	176	201	1,675	1,675	1,051
	平成22年度(2010)	8,191	5,590	4,473	804	139	174	1,570	1,570	1,031
	平成23年度(2011)	8,350	5,693	4,531	793	157	212	1,632	1,632	1,025
	平成24年度(2012)	8,361	5,816	4,613	773	188	242	1,464	1,464	1,081
	平成25年度(2013)	8,011	5,352	4,157	769	257	169	1,645	1,645	1,014
予測	平成26年度(2014)	8,068	5,534	4,330	766	248	190	1,516	1,516	1,018
	平成27年度(2015)	8,001	5,496	4,298	756	255	187	1,496	1,496	1,009
	平成28年度(2016)	7,934	5,457	4,267	746	259	185	1,477	1,477	1,000
	平成29年度(2017)	7,860	5,412	4,234	736	260	182	1,457	1,457	991
	平成30年度(2018)	7,786	5,367	4,201	727	259	180	1,438	1,438	981
	平成31年度(2019)	7,706	5,316	4,165	717	257	177	1,418	1,418	972
	平成32年度(2020)	7,625	5,266	4,128	707	256	175	1,398	1,398	961
	平成33年度(2021)	7,543	5,214	4,091	697	253	173	1,379	1,379	950
	平成34年度(2022)	7,462	5,161	4,053	688	250	170	1,361	1,361	940
	平成35年度(2023)	7,376	5,105	4,013	678	246	168	1,342	1,342	929
	平成36年度(2024)	7,291	5,050	3,972	669	243	166	1,323	1,323	918

中間
目標年度

長期
目標年度

中間
目標年度

長期
目標年度

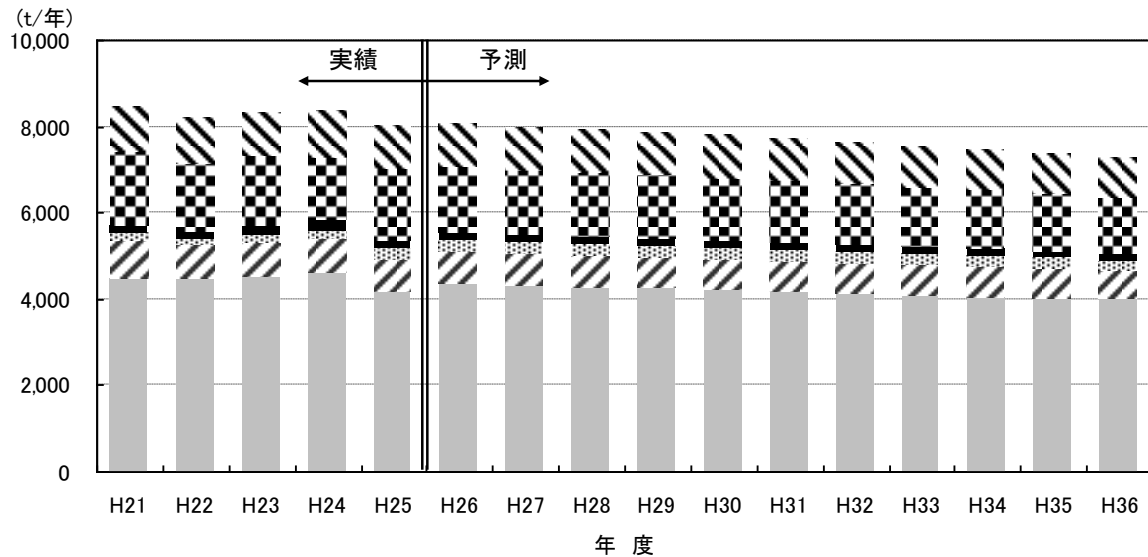


図 4-1-6 ごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）（養父市）

表 4-1-7 ごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）（朝来市）

年 度		ごみ排出量の合計									
		(t/年)	生活系ごみ				事業系ごみ			災害 廃棄物	集団回収
			可燃ごみ	資源ごみ	不燃ごみ		可燃ごみ	不燃ごみ			
		(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
実績	平成21年度(2009)	13,230	7,290	5,978	816	499	2,459	1,919	540	2,083	1,398
	平成22年度(2010)	11,141	7,152	5,932	800	420	2,651	1,890	761	0	1,338
	平成23年度(2011)	11,107	7,207	6,014	764	429	2,584	1,960	624	0	1,316
	平成24年度(2012)	11,193	7,140	5,958	755	427	2,844	2,227	617	0	1,209
	平成25年度(2013)	11,151	7,010	5,729	715	566	2,964	2,423	541	0	1,177
予測	平成26年度(2014)	10,936	6,900	5,763	711	426	2,877	2,283	594	0	1,159
	平成27年度(2015)	10,803	6,827	5,709	697	421	2,844	2,257	587	0	1,132
	平成28年度(2016)	10,675	6,755	5,654	685	416	2,813	2,232	581	0	1,107
	平成29年度(2017)	10,547	6,683	5,598	674	411	2,781	2,207	574	0	1,083
	平成30年度(2018)	10,419	6,610	5,540	663	407	2,748	2,181	567	0	1,061
	平成31年度(2019)	10,292	6,535	5,482	651	402	2,717	2,156	561	0	1,040
	平成32年度(2020)	10,164	6,460	5,423	640	397	2,684	2,130	554	0	1,020
	平成33年度(2021)	10,039	6,386	5,363	631	392	2,653	2,105	548	0	1,000
	平成34年度(2022)	9,914	6,312	5,304	620	388	2,621	2,080	541	0	981
	平成35年度(2023)	9,788	6,236	5,243	610	383	2,588	2,054	534	0	964
	平成36年度(2024)	9,662	6,159	5,181	600	378	2,557	2,029	528	0	946

中間
目標年度

長期
目標年度

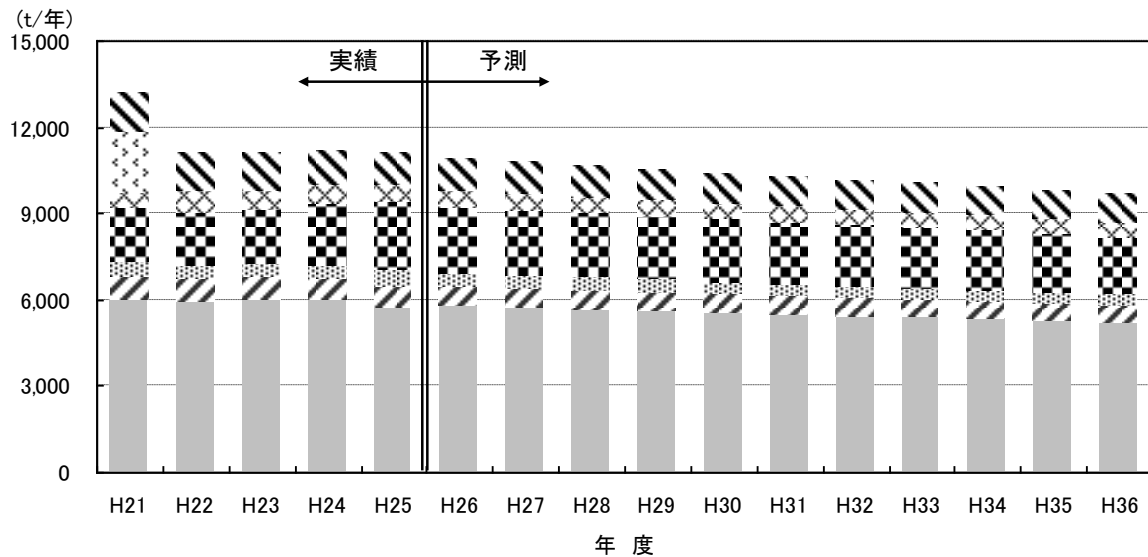
中間
目標年度長期
目標年度

図 4-1-7 ごみ排出量の将来推計値（現状の傾向で推移）（朝来市）

(3) 減量及び資源化目標値の設定

1) 国、県の目標値

目標値の設定にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国の基本方針や兵庫県廃棄物処理計画など、関連する計画等において示された目標値を勘案して設定します。

国が定める目標値は、国全体としての値であり、また、兵庫県が掲げる目標値は、県域としての目標値であるため、直接本計画における目標値となるものではありません。

しかし、持続可能な循環型社会の形成とした観点から、関連する計画等の目標値を一定の指標としました。

関連計画等における目標値と実績値（養父市及び朝来市）との比較を次に示します

表 4-1-8 関連計画における目標値

	基準年度	目標年度	一般廃棄物 排出量等	リサイクル率 (再生利用率)	最終処分量
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国の基本方針	平成 19 年度 (2007)	平成 27 年度 (2015)	約 5%削減	約 25%	約 22%削減
第三次循環型社会形成推進基本計画	平成 12 年度 (2000)	平成 32 年度 (2020)	約 25%削減 ^{*1}	—	—
兵庫県廃棄物処理計画 (平成 25 年 3 月)	平成 19 年度 (2007)	平成 27 年度 (2015)	2,032 千 t ^{*2} (13%削減)	23%	252 千 t (26%削減)
		平成 32 年度 (2020)	1,937 千 t ^{*2} (17%削減)	25%	238 千 t (30%削減)

*1 1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）を平成 12 年度比で約 25%減（約 890g）とすることを目標とします。（家庭系ごみ排出量（1人1日当たり）は、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を平成 32 年度において、平成 12 年度比で約 25%減（約 500g）とすることを目標とします。また、事業系ごみ排出量的に関しては、事業系ごみの「総量」について平成 32 年度において、平成 12 年度比で約 35%減（約 1170 万 t）とすることを目標とします。）

*2 1人1日当たりのごみ排出量は、平成 27 年度では 887g（15%削減）、平成 32 年度では 835g（約 20%削減）とすることを目標に掲げています。

表 4-1-9 関連計画における目標値と実績値との比較（その 1）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国の基本方針	目標値(国) 平成 27 年度 (2015)	実績値との比較			
		基準年度 平成 19 年度 (2007)	目標達成値	実績値	
				平成 25 年度(2013)	達成状況
一般廃棄物排出量	約 5%削減	養： 9,093t 朝： 14,302t	養： 8,638t 朝： 13,587t	養： 8,011t(約 12%削減) 朝： 11,151t(約 22%削減)	達成
リサイクル率 (再生利用率)	約 25%	養： 24.3% 朝： 17.9%	25%	養： 33.0%(8.0ポイント充足) 朝： 27.7%(2.7ポイント充足)	達成
最終処分量	約 22%削減	養： 775t 朝： 4,450t	養： 605t 朝： 3,471t	養： 142t(約 82%削減) 朝： 859t(約 81%削減)	達成

備考)「養」は養父市、「朝」は朝来市をそれぞれ示しています。

出典) 一般廃棄物処理実態調査結果（平成 19 年度）

表 4-1-10 関連計画における目標値と実績値との比較（その2）

第三次循環型社会 形成推進基本計画	目標値(国) 平成 32 年度 (2020)	実績値との比較			
		基準年度 平成 12 年度 (2000)	目標達成値	実績値 平成 25 年度(2013)	達成状況
1 人 1 日当たりの ごみ排出量	約 25%削減	養： 945g 朝： 840g	養： 709g 朝： 630g	養： 842g(約 11%削減) 朝： 930g(約 11%増加)	未達成

備考)「養」は養父市、「朝」は朝来市をそれぞれ示しています。

出典)一般廃棄物処理実態調査結果(平成 12 年度)より整理

表 4-1-11 関連計画における目標値と実績値との比較（その3）

兵庫県廃棄物処理計画 (平成 25 年 3 月)	目標値(県) 平成 27 年度 (2015)	実績値との比較			
		基準年度 平成 19 年度 (2007)	目標達成値	実績値 平成 25 年度(2013)	達成状況
一般廃棄物排出量	13%削減	養： 9,093t 朝： 14,302t	養： 7,911t 朝： 12,443t	養： 8,011t(約 12%削減) 朝： 11,151t(約 22%削減)	養：未達成 朝：達成
1 人 1 日当たりの ごみ排出量	887g	養： 876g 朝： 1,112g	養： 887g 朝： 887g	養： 842g(約 4%削減) 朝： 930g(約 16%削減)	養：達成 朝：未達成
リサイクル率 (再生利用率)	23%	養： 24.3% 朝： 17.9%	23%	養： 33.0%(10.0 ポイント充足) 朝： 27.7%(4.7 ポイント充足)	達成
最終処分量	26%削減	養： 775t 朝： 4,450t	養： 574t 朝： 3,293t	養： 142t(約 82%削減) 朝： 859t(約 81%削減)	達成

備考)「養」は養父市、「朝」は朝来市をそれぞれ示しています。

出典)一般廃棄物処理実態調査結果(平成 19 年度)

2) 排出抑制・資源化等減量化対策のケーススタディ

養父市及び朝来市におけるごみの排出状況が現状の傾向で推移(現在の施策の継続)した場合、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、増加傾向(養父市)並びに緩やかな減少傾向(朝来市)が続くと見込まれます。

また、人口の減少に伴い焼却・バイオガス化処理量及び最終処分量が減少傾向を示す一方で、リサイクル率(再生利用率)は、ほぼ現状と同程度にとどまると推測されます。

以上を踏まえ、目標を達成するために、どのような取り組み改善(強化)が必要であるかをケーススタディとしてまとめたものを次に示します。

排出抑制に関するケーススタディ		
生活系	■ケース A：環境講座等の開催 ●H25 年度の厨芥類原単位 南但地域：72.2g 可燃ごみの性状調査結果より推計された厨芥類原単位に対し、約 0.2%（2.0g）を家庭での取り組みにより減量化を図ることを目標に設定。	【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 南但地域：-2.0g
	■ケース B：食品ロスの解消手付かず食品・食べ残しの縮減の推進 ●H25 年度の厨芥類原単位 南但地域：72.2g 可燃ごみの性状調査結果より推計された厨芥類原単位に対し、約 0.3%（3.0g）を普及啓発により減量化を図ることを目標に設定。	【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 南但地域：-3.0g
	■ケース C：マイバッグ・キャンペーンの推進 ●H25 年度のビニール、合成樹脂類等原単位 南但地域：138.9g 可燃ごみの性状調査結果より推計されたビニール、合成樹脂類等原単位に対し、約 0.1%（1.0g）をマイバッグの持参によりレジ袋の削減（減量化）を図ることを目標に設定。	【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 南但地域：-1.0g
	■ケース D：簡易包装等の推進 ●H25 年度の紙・布類原単位 南但地域：197.7g 可燃ごみの性状調査結果より推計された紙・布類原単位に対し、約 0.1%（0.6g）を簡易包装等の推進により減量化を図ることを目標に設定。	【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 南但地域：-0.6g
	■ケース E：普及啓発の強化 約 2.5%（22.1g）を普及啓発の強化により、ごみの減量化を図ることを目標に設定。	【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 南但地域：-22.1g
事業系	■ケース F：紙ごみの独自処理（資源化）の推進 ●H25 年度の紙・布類原単位（事業系） 南但地域：81.4g 可燃ごみの性状調査結果より推計された紙・布類原単位（事業系）に対し、約 2.3%（20.5g）を独自処理による資源化を図ることを目標に設定。	【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 南但地域：-20.5g
	■ケース G：普及啓発の強化及び適正排出の推進 約 2.0%（17.6g）を普及啓発の強化及び適正排出の推進により減量化を図ることを目標に設定。	【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 南但地域：-17.6g

資源化に関するケーススタディ		
生活系	■ケース a：衣類・布類の分別収集の推進 可燃ごみに含まれている衣類・布類 5.4g を資源ごみとして回収することを目標として設定。	【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 南但地域：5.4g
	■ケース b：小型家電の分別収集（不燃ごみからのピックアップ）の推進 不燃ごみとして排出されている小型家電 1.6g を資源としてピックアップすることを目標として設定。	【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 南但地域：1.6g
	■ケース c：廃食用油の分別収集の推進 可燃ごみに含まれている廃食用油 0.4g を資源ごみとして回収することを目標として設定。	【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 南但地域：0.4g
集団回収	■ケース d：地域におけるごみ分別の取り組み、自治会・住民団体・PTA 等による集団回収の拡大、地域における集団回収への支援 資源ごみ集団回収事業に関する助成制度の継続及び地域のコミュニティやネットワークの強化により、現状以上の推移と設定。	【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 南但地域：現状以上

図 4-1-8 ケーススタディの結果

2) 目標値の設定

本計画において目標値として掲げる項目は、一般廃棄物排出量、1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率（再生利用率）及び最終処分量とします。

本計画では、3Rを総合的に推進し、住民、事業者、行政、NPO等が自発的・積極的な取り組みを行うことで、ごみの排出抑制や資源のさらなる再生利用を図ることができるよう、目標値を設定しました。

なお、基準年度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国の基本方針」及び「兵庫県廃棄物処理計画（平成25年3月）」と整合を図り平成19年度（2007年度）に設定しました。

表 4-1-12 目標値の設定

	基準年度 平成19年度 (2007)	中間目標年度 平成31年度(2019)		長期目標年度 平成36年度(2024)	
	実績値	目標値	増減	目標値	増減
一般廃棄物排出量	23,395t	16,663t	28.8%削減	15,620t	33.2%削減
1人1日当たりのごみ排出量	1,007g	834g	17.2%削減	834g	17.2%削減
リサイクル率 (再生利用率)	20.4%	31.9%	11.5ポイント増加	31.9%	11.5ポイント増加
最終処分量	5,225t	721t	86.2%削減	678t	87.0%削減

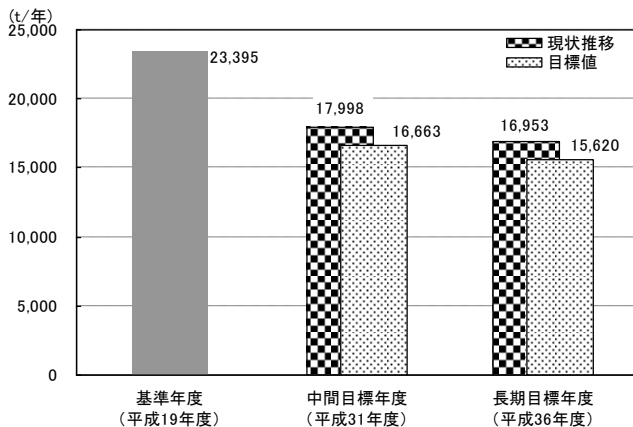


図 4-1-9 一般廃棄物排出量の比較

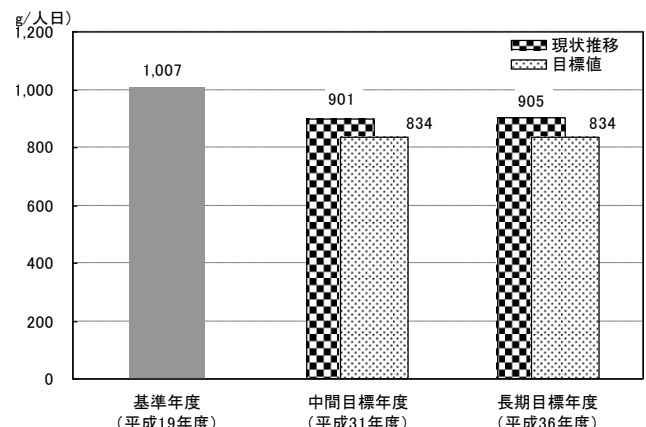


図 4-1-10 1人1日当たりのごみ排出量の比較

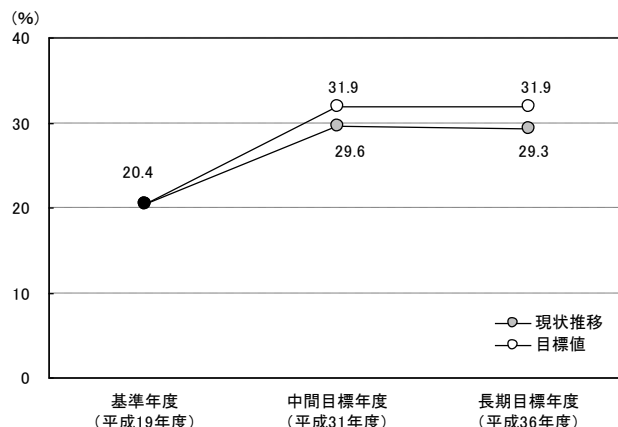


図 4-1-11 リサイクル率（再生利用率）の比較

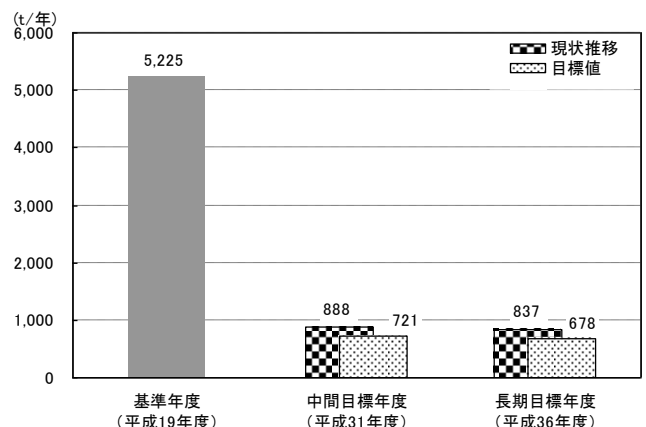


図 4-1-12 最終処分量の比較

第2節 施策の展開

1. 施策の体系図

本計画における施策の体系図は次のとおりです。

基本理念 廃棄物の安心・安全な処理と3Rの推進による循環型社会の構築
～恵まれた環境を子どもたちの子どもたちにつなぐまち～

基本方針1 3Rの総合的な推進（10項目）

- （1）リデュース（廃棄物の発生抑制）の推進に向けた取り組み
- （2）リユース（再使用）の推進に向けた取り組み
- （3）リサイクル（再生利用）の推進に向けた取り組み
- （4）情報発信の充実による意識啓発に向けた取り組み
- （5）ネットワークの構築に向けた取り組み
- （6）事業系ごみの適正排出に向けた取り組み
- （7）環境教育・環境学習の充実に向けた取り組み
- （8）イベント等による意識啓発の取り組み
- （9）環境美化・清掃活動等の推進に向けた取り組み
- （10）その他の取り組み

基本方針2 廃棄物の安心・安全な処理（ごみの適正処理及び資源化）の推進（4項目）

- （1）収集・運搬体制の充実
- （2）中間処理施設（南但クリーンセンター）の管理・運営
- （3）最終処分場の管理・運営
- （4）その他の取り組み
（衣類・布類、小型家電及び廃食用油の資源化等）

基本方針3 住民・事業者・行政の協働による取り組みの推進（2項目）

- （1）情報の共有化や発信
- （2）地域や事業者とのパートナーシップ

基本方針4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策（2項目）

- （1）不法投棄等の防止対策の推進
- （2）災害廃棄物対策の推進

2. 施策の取り組み内容

本計画における施策の取り組み内容は次のとおりです。

(1) 3Rの総合的な推進

1) リデュース（廃棄物の発生抑制）の推進に向けた取り組み

- ① 食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の解消【住民・事業者・行政】
 - ・ ライフスタイルやビジネススタイルを見直し、『もったいない』を意識した行動（必要なものを必要なだけ購入する買い物（食材調達）や完食（食べ残しをしない））に取り組むことで、家庭や事業所等において発生している食品ロス（消費期限が切れた手付かず食品や食品の食べ残し等の廃棄）の解消を目指します。
 - ・ 家庭や事業所における取り組みが進むよう、広報紙やホームページ等を活用した食品ロスに関する情報提供を行います。
- ② エコクッキングの推進【住民・事業者・行政】
 - ・ 環境に配慮した「買い物（食材調達）」、「料理」及び「片づけ」を行うエコクッキングに努めます。
 - ・ 家庭や事業所における取り組みが進むよう、広報紙やホームページ等を活用したエコクッキングに関する情報提供を行います。
- ③ 生ごみ水切りの推進【住民・事業者・行政】
 - ・ 可燃ごみの減量化及びごみ処理経費の削減が図れるよう、台所等における生ごみの水切りの徹底を推進します。
 - ・ 家庭や事業所において取り組みが進むよう、広報紙やホームページ等を活用した水切りの必要性に関する情報提供を行います。
- ④ 環境に配慮した行動の推進【住民・事業者】
 - ・ 使う予定や食べる予定がないものを衝動的に購入することを避け、必要なものを必要なだけ購入し、耐久性の高い商品、繰り返し使用できる製品及び詰め替え商品等を優先して選択します。
 - ・ 詰め替え商品や量り売り商品等の取り扱い及びばら売りを拡大することで、消費者に環境にやさしい買い物を薦めます。
- ⑤ 環境に配慮した行動（買い物）の推進【住民】
 - ・ 買い物際にはマイバッグを持参する等し、レジでは不要な物（レジ袋、使い捨ての割り箸・スプーン等）をなるべくもらわないように努めます。
 - ・ インターネットショッピングを利用する際には、同じ店で一度に購入する等して、配送用の段ボールや緩衝材をできるだけ減らすように努めます。
- ⑥ マイバッグ運動の推進【住民・行政】
 - ・ 過剰包装の抑制やレジ袋をなるべくもらわなくて済むよう、買い物際にはマイバッグを持参します。
 - ・ 一人でも多くの住民にマイバッグを持参した買い物に取り組んでもらえるよう、マイバッグ・キャンペーンを継続して実施します。

⑦ 簡易包装等の推進【住民・事業者】

- ・環境配慮型の販売店の選択やレジ袋等を断ることで、事業者に環境にやさしい製品の製造や包装の簡素化等を促します。

⑧ 耐久消費財等の長期使用の実施【住民・事業者】

- ・電化製品や家具、自動車等の耐久消費財が壊れたときは、修理等を行うことで、できるだけ長期使用に努めます。
- ・耐久性の高い製品や修理・再生が容易な製品、愛着が持てて長期にわたった使用ができる製品等の開発や製造、販売に努めます。

⑨ 「スリム・リサイクル宣言の店」の推進【事業者・行政】

- ・ごみの減量化及び再資源化に取り組んでいる「スリム・リサイクル宣言の店」を拡大するとともに周知を図り、小売店での包装の簡素化や取り組み項目の拡大を推進します。

⑩ 事業系ごみについての指導及び多量排出事業者の把握【行政】

- ・事業系ごみが事業者自身の責任において処理されるよう、ごみの減量及び自己処理責任等を周知徹底し、生活系ごみへの混入禁止や適正な排出方法が徹底されるよう指導等を実施します。
- ・多量排出事業者からのごみ排出の実態把握とごみの減量及び資源化等に関する指導等を実施します。
- ・多量排出事業者に対し、「事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画」の作成と自主的な実施等について指導を行います。

⑪ 事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進【住民・事業者・行政】

- ・事業者及び消費者等において、食品リサイクル法に基づくリサイクルループの構築を図って行きます。

2) リユース（再使用）の推進に向けた取り組み

① リターナブル製品等の積極的な購入【住民】

- ・使い捨て製品の購入を見直し、リターナブル容器や再生資源を原材料として利用した製品を積極的に購入します。

② リサイクルショップ等の活用【住民】

- ・廃棄する前に、リサイクルショップやフリーマーケット等が活用できないか検討します。

③ フリーマーケット等の開催場所の提供【行政】

- ・家庭にある不用品の再利用を推進するため、フリーマーケットや交換会等の開催場所を提供します。

④ 不用品交換に関する機会の提供【行政】

- ・家庭にある不用品の再利用を推進するため、公共施設等における不用品交換に関する情報コーナーの設置や情報発信（ホームページ等）により、譲りたい人と譲り受けたい人との橋渡しを行います。

⑤ リユース食器等の使用拡大【住民・事業者・行政】

- ・使い捨て製品の使用を控えリユース食器等の使用を推進することで、環境への配慮が浸透するよう図って行きます。
- ・繰り返し使用可能な商品（マイボトル、マイ箸等）の使用に努めます。

3）リサイクル（再生利用）の推進に向けた取り組み

① ごみの分別の徹底【住民・事業者・行政】

- ・ごみの減量・資源化を図るため、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の適正な分別排出に努めます。
- ・容器包装廃棄物が、分別の区分と基準にしたがって適正に排出されるように、町内会や地域住民等と協力して啓発を実施します。
- ・分別ルールが守られていない地区には、ステーション管理者（区長等）あてに文書を出し、分別の改善を求めます。
- ・衛生委員に分別指導員としての研修を実施し、地域における分別指導を図ります。
- ・家庭や事業所での取り組みが進むよう、広報紙やホームページ等を活用したごみの分別に関する情報提供を行います。

② 「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」の作成・配布【行政】

- ・ごみの分別・出し方について周知徹底を図って行くため、必要に応じた「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」の作成及びホームページ等での情報提供を実施します。
- ・高齢者等に優しい「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」の作成に努めます。

③ 管理会社等を通じた「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」等の配布【事業者・行政】

- ・集合住宅への入居者に対し、ごみの分別・出し方について周知を図って行くため、管理会社等を通じた「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」等の配布を実施します。

④ 店頭回収の拡充【住民・事業者・行政】

- ・店頭で資源回収を実施している店舗の拡大を図ります。
- ・量販店等が中心となり、食品トレイや牛乳パック等の店頭回収に主体的に取り組めます。
- ・住民、事業者等の参画が進むよう、店頭回収を行っている量販店等に関する情報提供を行います。
- ・住民団体、NPO等のネットワークによる資源回収が進むよう、行政が情報提供を行います。

⑤ 自治会・住民団体・PTA等による集団回収の拡大【住民・行政】

- ・地域のコミュニティーやネットワーク（情報共有や繋がり）の強化を図ることで、資源ごみの集団回収を活性化します。
- ・自治会・住民団体・PTA等の参加や排出機会の拡大を図るため、資源ごみ集団回収事業に関する助成制度を継続します。

⑥ 資源ごみ回収品目の拡大についての検討【行政】

- ・南但地域における、資源循環を推進するため、資源ごみとして回収する品目の拡大について検討します。

⑦ 南但クリーンセンターにおける監視・指導の実施【行政】

- ・適正排出の徹底によるごみの減量化や資源化を推進するため、南但クリーンセンターにおける監視・指導を実施します。

4) 情報発信の充実による意識啓発に向けた取り組み

① 広報紙等、既存の広報媒体を用いた啓発・情報提供【行政】

- ・3Rを基調とした取り組みを進めるため、環境に関するイベントや広報紙及びホームページ等を活用した啓発・情報提供を行い、住民や事業者の意識啓発に努めます。
- ・民間ネットワークによる意識啓発を推進するため、環境関連情報の発信により、環境に関する民間の環境保全団体やNPO等を支援します。

5) ネットワークの構築に向けた取り組み

① 環境保全団体等の取り組みに対する支援【行政】

- ・ごみ問題などをテーマに活動する、民間の環境保全団体やNPO等の組織拡大に向けた取り組みについて支援（広報、補助事業の紹介等）を行います。

② 地域における集団回収への支援【行政】

- ・資源ごみの集団回収団体（自治会・住民団体・PTA等）の活動状況等を広報紙やホームページ等で紹介します。

6) 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み

① 事業所等における環境研修等の実施【事業者】

- ・環境意識を高めるための社内研修等を積極的に行います。

② 事業所等への助言・指導の実施【事業者・行政】

- ・ごみの適正排出に向けた事業所等への助言・指導を実施します。
- ・資源物の混入が多い事業者に対しては、適正に資源物が処理されるよう指導等を実施します。

③ 南但クリーンセンターにおける監視・指導の強化【事業者・行政】

- ・事業所等での適正排出が徹底されるよう、南但クリーンセンターにおける監視・指導を強化します。

7) 環境教育・環境学習の充実に向けた取り組み

① 環境講座等の開催【住民・行政】

- ・環境イベント等において住民団体等と連携して、環境講座等を開催します。

② 南但クリーンセンター見学会や学習会等の実施【住民・行政】

- ・環境教育の一環として、学校や住民団体の南但クリーンセンター見学会や学習会の実施に協力することで、ごみの正しい分別や出し方、排出状況等ごみ問題の現状について理解、認識を深めてもらうよう努めます。
- ・教育機関等と連携した施設見学会を開催します。
- ・住民団体からの要望に応じた施設見学会を開催し、ごみの減量化や資源化に関する情報提供を行います。

③ 環境教育の推進【行政】

- ・啓発ビデオの上映や副読本等の活用により、環境教育の推進に取り組みます。
- ・環境保全に対する意識や郷土を愛するモラルの高い児童生徒の育成に取り組みます。

④ 出前講座の開催【住民・事業者・行政】

- ・住民や事業者等からの要望に応じ、3Rを基調としたライフスタイルやビジネススタイルについて学習できる出前講座を開催します。

8) イベント等による意識啓発の取り組み

① 環境イベント等の開催【住民・事業者・行政】

- ・家庭や事業所における環境行動の参考とするため、行政が実施する環境イベントに積極的に参加します。
- ・広く住民の環境意識を高め、充足感や楽しみを持って環境に配慮した行動に取り組めるよう、関係機関が相互に連携し「リサイクルフェア」等を開催します。
- ・各種イベントや人が集まる場等において、住民や観光客への啓発により散乱ごみの減少を図ります。

② マイバッグ・キャンペーン等の実施【行政】

- ・ごみ減量・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）や環境月間（6月）、3R推進月間（10月）を中心にマイバッグ・キャンペーン等の啓発を実施します。

9) 環境美化・清掃活動等の推進に向けた取り組み

① 環境美化活動や清掃活動の推進【住民・事業者・行政】

- ・河川・道路の清掃活動やクリーン但馬10万人大作戦等を通じて環境美化に取り組めます。

② 環境美化活動や清掃活動への支援【行政】

- ・住民や事業者等が実施する環境美化活動や清掃活動については、積極的な支援（専用のごみ袋の配布、廃棄物の処分等）を行います。

③ 環境配慮型イベント等の呼び掛け【行政】

- ・行政が主催、共催、協賛等を行うイベントの実行委員会等に対し、分別ボックスを設置し、使い捨て製品の使用を控える等の呼び掛けを行います。

10) その他の取り組み

① 可燃ごみへの異物（土や砂）混入防止【住民】

- ・庭掃除等で集めた枯葉を可燃ごみとして排出する際、異物（土や砂）を取り除くことで、異物（土や砂）が混入しないように努めます。

② グリーン購入の推進【住民・事業者・行政】

- ・家庭や事業所等において、製品やサービスを購入する際、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入します。
- ・住民や事業者等に対する率先行動として、行政においてグリーン購入（調達）を実施します。
- ・住民や事業者等においてグリーン購入を推進します。

③ 処理困難物等の適正処理の推進【事業者・行政】

- ・処理困難物（南但クリーンセンターで処理することができない一般廃棄物）や廃家電品・パソコンは、引き取りができる製造元や販売店等を紹介・斡旋することで、適正処理及び資源化を推進します。

④ 南但ごみ処理計画検討委員会における検討【住民・行政】

- ・住民、消費者団体、NPOの代表者等及び行政により組織される南但ごみ処理計画検討委員会において、一般廃棄物処理基本計画の見直しやごみの排出抑制及び減量化、ごみの適正処理等に関する事項について検討を行います。

⑤ 本組合、養父市及び朝来市における連携の強化【行政】

- ・南但地域において、さらなるごみの減量化・資源化を図って行くため、本組合、養父市及び朝来市における連携の強化に努めます。

（２）廃棄物の安心・安全な処理（ごみの適正処理及び資源化）の推進

１）収集・運搬体制の充実

① 効率的な収集体制等の確立【行政】

- ・安定した生活系ごみの収集が提供できるよう、効率的な収集体制、収集ルート及び走行方法の確立に努めます。
- ・リサイクル関係法令や近隣自治体の収集・運搬体制等の動向を踏まえつつ、分別品目の見直し検討や南但地域に適した収集システムの構築に努めます。

② ごみステーションの適切な配置と管理の推進【住民・行政】

- ・安定した生活系ごみの収集が提供できるよう、町内会や地域住民等との連携を強化し、ごみステーションの適切な配置と管理を推進します。

③ 生活弱者に配慮した収集制度の構築【住民・事業者・行政】

- ・地域、町内会及び福祉・医療機関等と連携を図ることで、生活弱者に配慮したごみ処理行政を推進します。

２）中間処理施設（南但クリーンセンター）の管理・運営

① 南但クリーンセンターにおける資源回収の推進【行政】

- ・南但クリーンセンターに搬入された資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等について、資源化が可能なものを適切に処理することで、リサイクル率の向上に努めます。

② 南但クリーンセンターの適正な運用の推進【行政】

- ・南但クリーンセンターについては、適正な維持管理を図った運用や本組合及び組合構成市と協働した管理に努めます。
- ・南但地域におけるバイオマスの有効活用を図るため、南但クリーンセンター（バイオマス設備）の効果的な運用に努めます。
- ・広報紙やホームページ等を用いた維持管理情報の適時公表を行うことで、南但クリーンセンターに対する住民の安心感・信頼感の向上を図ります。
- ・周辺地区との公害防止協定や環境保全協定の履行はもとより、安心・安全の確保を図るため、ダイオキシン類等の自主規制基準の遵守及び排ガス測定に関する分析結果の適時公表を継続して行きます。

③ 焼却灰・ばいじんの資源化（エコセメント化）の継続【行政】

- ・ごみの再生利用と最終処分場の延命化に資するため、焼却灰・ばいじんの資源化（エコセメント化）を継続して行きます。

３）最終処分場の管理・運営

① 最終処分場の適正な管理（延命化）【行政】

- ・朝来市一般廃棄物安定型・管理型最終処分場における埋立てに当たっては、ごみの減容化を図り、最終処分場の延命化に努めます。

② 最終処分場の安定的利用の推進【行政】

- ・焼却灰・ばいじんについては、民間の資源化事業者を活用することで、朝来市一般廃棄物管理型最終処分場の安定的利用を推進します。

③ 琴弾クリーンセンター内の旧最終処分場の閉鎖に向けた適正な管理【行政】

- ・琴弾クリーンセンター内の旧最終処分場の廃止手続が完了するまで適正に保守管理します。

4) その他の取り組み（衣類・布類、小型家電及び廃食用油の資源化等）

① 衣類・布類の資源化の検討・調整・段階的实施【行政】

- ・生活系ごみの資源化を推進するため、衣類・布類の資源化について、体制、方法及びコスト等を踏まえた検討・調整を行い、段階的な実施を図ります。

② 小型家電の資源化の検討・調整・段階的实施【行政】

- ・小型家電リサイクル法施行を受け、近隣自治体等の動向を踏まえつつ、使用済小型家電については、現行の収集体制を活用した収集を行い、不燃ごみから手選別により回収することを基本に検討・調整を行い、段階的な実施を図ります。

③ 廃食用油の資源化の検討・調整・段階的实施【行政】

- ・生活系ごみの資源化を推進するため、廃食用油の資源化について、体制、方法及びコスト等を踏まえた検討・調整を行い、段階的な実施を図ります。

④ 在宅医療廃棄物の適正処理の推進【行政】

- ・在宅医療廃棄物のうち、生活系ごみとして収集・処理するものと、感染性廃棄物として医療機関等で処理を行うものについて、関係機関と協議・整理することで区分を明確にし、住民への周知徹底を図ります。

⑤ ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価【行政】

- ・施策の進捗状況を点検・評価し、進捗状況の把握に努め、必要に応じて施策や計画の見直しを行います。

（3）住民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

1) 情報の共有化や発信

① 情報の共有化の推進【住民・事業者・行政】

- ・より良いパートナーシップを築いていくためには、環境や廃棄物に関する課題や目標を共有し、住民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いつつ、協働して実践していくことが重要です。そのため、住民、事業者及び NPO 等からの情報収集に努め、情報の共有化を図ります。

② 情報発信手段の充実【行政】

- ・住民、事業者、行政等による 3R を推進するため、広報紙やホームページ等の活用や情報提供の充実を図ります。

2) 地域や事業者とのパートナーシップ

① 地域住民とのパートナーシップの強化【住民・行政】

- ・ごみステーションの管理やごみの適正処理は、地域住民との協力が必要不可欠です。そのため、地域住民とのパートナーシップによる、ごみの適正排出に努めます。

② 事業者とのパートナーシップの強化【事業者・行政】

- ・ごみの適正処理は、事業者との協力が必要不可欠です。そのため、事業者とのパートナーシップによる、ごみの適正排出や自発的な取り組みに関する支援に努めます。

(4) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策

1) 不法投棄に関する防止対策の推進

① 不法投棄の未然防止を図った啓発活動の推進【行政】

- ・広報紙やホームページ等を通して、不法投棄防止に関する周知徹底を図るとともに、住民及び事業者等の不法投棄に対する意識啓発を図ります。

② 不法投棄に対する関係機関との連携強化【行政】

- ・不法投棄に関する取締り体制の強化と不法投棄防止対策を推進するため、関係機関(国・県・警察等)との連携強化を図ります。

③ 不法投棄に対する監視活動の強化【行政】

- ・不法投棄防止の看板等の設置や必要に応じた監視員による監視パトロールの実施により、不法投棄の未然防止に努めます。

④ 不法投棄物の適正処理の推進【行政】

- ・不法投棄物に対し、適切かつ迅速な対応(処置等)を実施することで、汚染等の2次被害の未然防止に努めます。

2) 災害廃棄物対策の推進

① 災害廃棄物発生時における適正処理の確保【行政】

- ・大規模災害発生時においても災害廃棄物の適正処理が図られるよう、平時より大規模災害を意識した訓練に努め、廃棄物処理施設の防災機能に関する強化を図ります。
- ・災害廃棄物の処理に関し、県・近隣自治体及び関係機関と連携を図るため、協定の締結に努めます。

3. 施策の区分及び主体

具体的施策における区分及び主体を次に示します。

表 4-2-1 3Rの総合的な推進

具体的な施策	優先度	施策における主体		
		住民	事業者	行政
1)リデュース(廃棄物の発生抑制)の推進に向けた取り組み				
① 食品ロス(手付かず食品・食べ残し等)の解消	高	家庭	事業者	養父・朝来
② エコクッキングの推進	高	家庭	事業者	養父・朝来
③ 生ごみ水切りの推進	高	家庭	事業者	養父・朝来
④ 環境に配慮した行動の推進	高	買い物客	事業者	
⑤ 環境に配慮した行動(買い物)の推進	高	買い物客		
⑥ マイバッグ運動の推進	高	買い物客		養父・朝来
⑦ 簡易包装等の推進	高	買い物客	事業者	
⑧ 耐久消費財等の長期使用の実施	高	家庭	事業者	
⑨ 「スリム・リサイクル宣言の店」の推進	高		事業者	養父・朝来
⑩ 事業系ごみについての指導及び多量排出事業者の把握	高			共同
⑪ 事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進	高	住民	事業者	共同
2)リユース(再使用)の推進に向けた取り組み				
① リターナブル製品等の積極的な購入	高	買い物客		
② リサイクルショップ等の活用		家庭		
③ フリーマーケット等の開催場所の提供				共同
④ 不用品交換に関する機会の提供				共同
⑤ リユース食器等の使用拡大		住民	事業者	共同
3)リサイクル(再生利用)の推進に向けた取り組み				
① ごみの分別の徹底	高	家庭	事業者	共同
② 「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」の作成・配布	高			共同
③ 管理会社等を通じた「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」等の配布			管理会社	共同
④ 店頭回収の拡充	高	買い物客	事業者	共同
⑤ 自治会・住民団体・PTA等による集団回収の拡大	高	自治会/住民団体 /PTA		養父・朝来
⑥ 資源ごみ回収品目の拡大についての検討	高			共同
⑦ 南但クリーンセンターにおける監視・指導の実施	高			組合
4)情報発信の充実による意識啓発に向けた取り組み				
① 広報紙等、既存の広報媒体を用いた啓発・情報提供	高			共同
5)ネットワークの構築に向けた取り組み				
① 環境保全団体等の取り組みに対する支援				共同
② 地域における集団回収への支援	高			養父・朝来
6)事業系ごみの適正排出に向けた取り組み				
① 事業所等における環境研修等の実施			事業者	
② 事業所等への助言・指導の実施			事業者	共同
③ 南但クリーンセンターにおける監視・指導の強化	高		事業者/許可業者	組合
7)環境教育・環境学習の充実に向けた取り組み				
① 環境講座等の開催	高	住民団体		共同
② 南但クリーンセンター見学会や学習会等の実施	高	住民団体		共同/ 教育機関
③ 環境教育の推進	高			共同
④ 出前講座の開催		住民	事業者	共同
8)イベント等による意識啓発の取り組み				
① 環境イベント等の開催		住民	事業者	共同
② マイバッグ・キャンペーン等の実施	高			養父・朝来
9)環境美化・清掃活動等の推進に向けた取り組み				
① 環境美化活動や清掃活動の推進	高	住民	事業者	共同
② 環境美化活動や清掃活動への支援	高			共同
③ 環境配慮型イベント等の呼び掛け				共同
10)その他の取り組み				
① 可燃ごみへの異物(土や砂)混入防止	高	住民		
② グリーン購入の推進		住民	事業者	共同
③ 処理困難物等の適正処理の推進	高		事業者	共同
④ 南但ごみ処理計画検討委員会における検討		住民		共同
⑤ 本組合、養父市及び朝来市における連携の強化	高			共同

備考) 施策における主体(行政)について、共同は本組合、養父市及び朝来市を示します。

表 4-2-2 廃棄物の安心・安全な処理（ごみの適正処理及び資源化）の推進

具体的な施策	優先度	施策における主体		
		住民	事業者	行政
1) 収集・運搬体制の充実				
① 効率的な収集体制等の確立	高			共同
② ごみステーションの適切な配置と管理の推進		住民		養父・朝来
③ 生活弱者に配慮した収集制度の構築		地域/生活弱者	福祉・医療機関	共同
2) 中間処理施設（南但クリーンセンター）の管理・運営				
① 南但クリーンセンターにおける資源回収の推進	高			組合
② 南但クリーンセンターの適正な運用の推進	高			共同
③ 焼却灰・ばいじんの資源化（エコセメント化）の継続	高			組合
3) 最終処分場の管理・運営				
① 最終処分場の適正な管理（延命化）	高			朝来
② 最終処分場の安定的利用の推進				共同
③ 琴弾クリーンセンター内の旧最終処分場の閉鎖に向けた適正な管理	高			養父
4) その他の取り組み（衣類・布類、小型家電及び廃食用油の資源化等）				
① 衣類・布類の資源化の検討・調整・段階的实施	高			共同
② 小型家電の資源化の検討・調整・段階的实施	高			共同
③ 廃食用油の資源化の検討・調整・段階的实施	高			共同
④ 在宅医療廃棄物の適正処理の推進				共同
⑤ ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価				共同

備考）施策における主体（行政）について、共同は本組合、養父市及び朝来市を示します。

表 4-2-3 住民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

具体的な施策	優先度	施策における主体		
		住民	事業者	行政
1) 情報の共有化や発信				
① 情報の共有化の推進	高	住民	事業者	共同
② 情報発信手段の充実	高			共同
2) 地域や事業者とのパートナーシップ				
① 地域住民とのパートナーシップの強化	高	住民		養父・朝来
② 事業者とのパートナーシップの強化	高		事業者	共同

備考）施策における主体（行政）について、共同は本組合、養父市及び朝来市を示します。

表 4-2-4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策

具体的な施策	優先度	施策における主体		
		住民	事業者	行政
1) 不法投棄に関する防止対策の推進				
① 不法投棄防止の未然防止を図った啓発活動の推進	高			養父・朝来
② 不法投棄に対する関係機関との連携強化	高			国/県/警察 /共同
③ 不法投棄に対する監視活動の強化	高			養父・朝来
④ 不法投棄物の適正処理の推進				共同
2) 災害廃棄物対策の推進				
① 災害廃棄物発生時における適正処理の確保				共同

備考）施策における主体（行政）について、共同は本組合、養父市及び朝来市を示します。

第3節 ごみ処理計画

1. 減量化・資源化計画

ごみの減量化・資源化を推進するためには、住民・事業者・行政の三者が相互に協力しつつ、各々の役割を十分に理解し、自発的・積極的にそれぞれの役割を果し、前述に掲げた各種施策の実施に努める必要があります。

したがって、当面は中間目標年度である平成31年度(2019)の目標値の達成を目指すこととし、長期的観点からは、循環型社会の構築を目標とします。

本計画における目標値は次のとおりです。

表 4-3-1 目標値

	基準年度 平成19年度(2007)		中間目標年度 平成31年度(2019)	長期目標年度 平成36年度(2024)
	実績値		目標値	目標値
一般廃棄物排出量	23,395t/年		16,663t/年 (28.8%削減)	15,620t/年 (33.2%削減)
1人1日当たりのごみ排出量	1,007g/人日		834g/人日 (17.2%削減)	834g/人日 (17.2%削減)
リサイクル率 (再生利用率)	20.4%		31.9% (11.5ポイント増加)	31.9% (11.5ポイント増加)
最終処分量	5,225t/年		721t/年 (86.2%削減)	678t/年 (87.0%削減)

2. 分別・収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画に関する基本方針

ごみの収集・運搬は、住民から排出されるごみを迅速かつ効率的に収集し、住民の生活環境に支障のないよう安全に廃棄物処理施設まで運搬することを目的としています。

南但地域では、優先順位（リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用））に従った施策を推進することで、発生源や排出物に対する減量化を図り、そのうえで、不要となり排出される廃棄物に対する分別の徹底を図ります。

その結果、排出される廃棄物を分別収集し、資源化が可能なものは選別することで再生利用し、資源化が困難なもの（可燃ごみ）はバイオガス化処理により廃棄物の持つエネルギー回収の推進を図ります。

また、住民への協力・要請により、処理・処分の形態に即した分別排出の徹底を図ることで南但地域における適正処理を推進します。

なお、南但地域では、ごみの収集運搬業務は、養父市及び朝来市で別々に行っていますが、本組合で共同処理することとし、同一サービス・同一料金の原則に基づき、収集方式や住民負担（ごみ袋料金）を統一することとします。

これらを踏まえた、南但地域における収集・運搬に関する基本方針は次のとおりです。

基本方針

① 効率的な収集体制等の確立

- ・安定した生活系ごみの収集が提供できるよう、効率的な収集体制、収集ルート及び走行方法の確立に努めます。
- ・リサイクル関係法令や近隣自治体の収集・運搬体制等の動向を踏まえつつ、分別品目の見直し検討や南但地域に適した収集システムの構築に努めます。

② ごみステーションの適切な配置と管理の推進

- ・安定した生活系ごみの収集が提供できるよう、町内会や地域住民等との連携を強化し、ごみステーションの適切な配置と管理を推進します。

③ 生活弱者に配慮した収集制度の構築

- ・地域、町内会及び福祉・医療機関等と連携を図ることで、生活弱者に配慮したごみ処理行政を推進します。

(2) 計画収集区域

計画収集区域は、南但地域全域を対象とします。

(3) 分別区分及び対象ごみ

分別区分及び対象ごみについては、当面は現在の分別区分及び対象ごみを維持し、第3章 第1節1(P12、13)に示した内容で実施します。

(4) 計画収集量及び収集・運搬主体

南但地域における計画収集量及び収集・運搬主体は、次のとおりです。

1) 計画収集量

南但地域における計画収集量の見込みは、次のとおりです。

表 4-3-2 計画収集量の見込み

項目 年度			平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	中間目標年度 平成31年度 (2019)	長期目標年度 平成36年度 (2024)
養父市	可燃ごみ	t/年	4,027	3,980	3,933	3,873	3,807	3,745	3,512
	資源ごみ	t/年	590	582	574	580	587	591	551
	不燃ごみ	t/年	142	134	125	115	105	93	88
	粗大ごみ	t/年	158	151	145	139	132	126	118
	合計	t/年	4,917	4,847	4,777	4,707	4,631	4,555	4,269
朝来市	可燃ごみ	t/年	5,319	5,202	5,060	4,913	4,771	4,631	4,347
	資源ごみ	t/年	604	592	582	592	601	608	562
	不燃ごみ	t/年	351	342	335	326	319	311	293
	合計	t/年	6,274	6,136	5,977	5,831	5,691	5,550	5,202
(南但地域 本組合)	可燃ごみ	t/年	9,346	9,182	8,993	8,786	8,578	8,376	7,859
	資源ごみ	t/年	1,194	1,174	1,156	1,172	1,188	1,199	1,113
	不燃ごみ	t/年	493	476	460	441	424	404	381
	粗大ごみ	t/年	158	151	145	139	132	126	118
	合計	t/年	11,191	10,983	10,754	10,538	10,322	10,105	9,471

備考) 計画収集量は、生活系ごみ(直接搬入)、事業系ごみ及び集団回収を除いています。

2) 収集・運搬主体

南但地域から排出される生活系ごみの収集・運搬は、直営及び民間への委託を基本としています。また、事業系ごみの収集・運搬は、養父市及び朝来市の許可する収集・運搬業者が行っており、当面は現体制を維持することとします。

(5) 収集・運搬方式

養父市及び朝来市における生活系ごみの収集方式は、対象物によりステーション方式、拠点回収及び戸別収集で行います。

一方、収集・運搬は、対象物により直営及び委託業者等で行っています。

さらに、収集・運搬業務の共同処理化に伴い、同一サービス・同一料金の観点から段階的に計画収集の同一頻度を目指します。

また、計画収集コースの見直しを図ることで効率化に努めます。

将来の収集・運搬方式は次のとおりです。

表 4-3-3 将来の収集・運搬方式（生活系ごみ）

種類及び区分		収集方式	収集・運搬
可燃ごみ		ステーション	直営、委託業者
資源ごみ	かん類	ステーション・拠点回収	直営、委託業者
	びん類	ステーション・拠点回収	
	ペットボトル	拠点回収	
	プラスチック製 容器包装	拠点回収	
	紙製容器包装	拠点回収	
	古紙類	ステーション・拠点回収	
	衣類・布類	直接搬入等を基本として検討	要検討
	廃食用油	直接搬入等を基本として検討	要検討
不燃ごみ		ステーション・拠点回収	直営、委託業者
危険ごみ		ステーション・拠点回収	直営、委託業者
小型家電		ステーション・拠点回収	直営、委託業者
粗大ごみ		ステーション・拠点回収・戸別	直営

備考）生活弱者に配慮した収集制度については、複数の関係者との協議・検討を要することから表記をしていません。

（6）資源化（再生）ルート

資源化（再生）ルートは、当面は現体制を維持することとしますが、将来の衣類・布類、小型家電及び廃食用油の資源ごみ並びに不燃ごみとした分別区分に関し、安定的な資源化（再生）ルートの確保を図って行くため、今後、検討を進めて行くこととします。

表 4-3-4 将来の資源化（再生）ルート

種類及び区分等		資源化（再生）ルート	再生品目 (資源化事業者)
資源ごみ	かん類	南但クリーンセンター[選別処理→圧縮処理]⇒資源化事業者	アルミ缶・金属等
	びん類	南但クリーンセンター[一時貯留]⇒資源化事業者	びん・ガラス、建築資材等
	ペットボトル	南但クリーンセンター[手選別→圧縮梱包処理]⇒資源化事業者	繊維の原料や卵パック等
	プラスチック製容器包装	南但クリーンセンター[手選別→圧縮梱包処理]⇒資源化事業者	プラスチックの原料
	紙製容器包装	南但クリーンセンター[一時貯留]⇒資源化事業者	トイレットペーパー等
	古紙類	南但クリーンセンター[一時貯留]⇒資源化事業者	
	衣類・布類	資源化事業者による回収等を基本として検討	ウエス（工業用油ふき取り布）、再使用(海外)等
	廃食用油	資源化事業者による回収等を基本として検討	バイオディーゼル燃料等
不燃ごみ		南但クリーンセンター[破碎処理]⇒資源化事業者	金属等
危険ごみ		蛍光灯：南但クリーンセンター[破碎処理]⇒資源化事業者	金属等
		水銀製品・乾電池：南但クリーンセンター[一時貯留]⇒資源化事業者	
小型家電		南但クリーンセンター[手選別]⇒資源化事業者	希少金属等
粗大ごみ		南但クリーンセンター[破碎処理]⇒資源化事業者	金属等
集団回収 (紙、びん類 等)		資源回収業者⇒資源化事業者	トイレットペーパー、びん・ガラス、建築資材等
焼却灰・ばいじん (中間処理後)		南但クリーンセンター[焼却処理]⇒資源化事業者	エコセメントの原料

3. 中間処理計画（再生を含む）

（1）中間処理に関する基本方針

ごみの中間処理は、収集・運搬されたごみを減量化・減容化・資源化・安定化することで、再資源としての有効利用や最終処分場への負担を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な工程となっています。

そのため、南但地域では、南但クリーンセンター（リサイクルセンター）において資源化が可能なものは、積極的に有価物を回収し、資源化に努めます。

さらに、南但クリーンセンター（高効率原燃料回収施設）においては、衛生的で安心・安全に配慮した中間処理（バイオガス化处理、焼却処理）を行い、焼却処理後の焼却灰・ばいじんについては、資源化（資源化事業者によるエコセメント化）を行うことで、可能な限りごみの減量化・減容化・資源化・安定化を図り、もって最終処分に対する延命化に努めます。

南但地域における中間処理に関する基本方針は次のとおりです。

基本方針

① 南但クリーンセンターにおける資源回収の推進

- ・南但クリーンセンターに搬入された資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等について、資源化が可能なものを適切に処理することで、リサイクル率の向上に努めます。

② 南但クリーンセンターの適正な運用の推進

- ・南但クリーンセンターについては、適正な維持管理を図った運用や本組合及び組合構成市と協働した管理に努めます。
- ・南但地域におけるバイオマスの有効活用を図るため、南但クリーンセンター（バイオマス設備）の効果的な運用に努めます。
- ・広報紙やホームページ等を用いた維持管理情報の適時公表を行うことで、南但クリーンセンターに対する住民の安心感・信頼感の向上を図ります。
- ・周辺地区との公害防止協定や環境保全協定の履行はもとより、安心・安全の確保を図るため、ダイオキシン類等の自主規制基準の遵守及び排ガス測定に関する分析結果の適時公表を継続して行きます。

③ 焼却灰・ばいじんの資源化（エコセメント化）の継続

- ・ごみの再生利用と最終処分場の延命化に資するため、焼却灰・ばいじんの資源化（エコセメント化）を継続して行きます。

④ 衣類・布類、小型家電及び廃食用油の資源化の検討・調整・段階的实施

- ・生活系ごみの資源化を推進するため、衣類・布類及び廃食用油の資源化について、体制、方法及びコスト等を踏まえた検討・調整を行い、段階的な実施を図ります。
- ・小型家電リサイクル法施行を受け、近隣自治体等の動向を踏まえつつ、使用済小型家電については、現行の収集体制を活用した収集を行い、不燃ごみから手選別により回収することを基本に検討・調整を行い、段階的な実施を図ります。

(2) 中間処理対象ごみ及び計画処理量

南但クリーンセンターにおける中間処理対象ごみ及び計画処理量の見込みは、次のとおりです。

表 4-3-5 中間処理対象ごみ及び計画処理量の見込み（高効率原燃料回収施設）

年度	項目	焼却					バイオガス化				
		計画処理量				焼却残渣量 (焼却灰・ばいじん)	計画処理量		バイオガス化 残渣量	資源化量 (バイオガス)	
		可燃ごみ	粗大ごみ	資源化残渣 (破碎・選別後の 可燃残渣)	バイオガス化 残渣		可燃ごみ				
								(t/年)			(t/年)
	平成26年度(2014)	11,667	7,311	141	98	4,117	1,267	6,581	6,581	4,117	481
	平成27年度(2015)	11,354	7,109	135	95	4,015	1,233	6,417	6,417	4,015	468
	平成28年度(2016)	11,018	6,894	129	90	3,905	1,196	6,242	6,242	3,905	456
	平成29年度(2017)	10,675	6,675	124	86	3,790	1,159	6,058	6,058	3,790	443
	平成30年度(2018)	10,331	6,456	118	82	3,675	1,121	5,874	5,874	3,675	428
	中間目標年度 平成31年度(2019)	9,993	6,241	112	77	3,563	1,084	5,695	5,695	3,563	415
	長期目標年度 平成36年度(2024)	9,375	5,855	105	73	3,342	1,018	5,342	5,342	3,342	390

表 4-3-6 中間処理対象ごみ及び計画処理量の見込み（リサイクルセンター）

年度	項目	破碎・選別					選別・圧縮等			直接資源化			資源化量 合計	
		計画処理量			不燃性 残渣量 (埋立処理)	可燃性 残渣量 (焼却処理)	資源化 量	計画処理量		資源化 量	計画処理量			資源化 量
		不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源 ごみ				資源 ごみ	資源 ごみ		資源 ごみ			
												(t/年)		
平成26年度(2014)		748	699	49	359	98	291	434	434	434	1,043	1,043	1,043	1,768
平成27年度(2015)		720	673	47	346	95	279	426	426	426	1,027	1,027	1,027	1,732
平成28年度(2016)		692	647	45	334	90	268	419	419	419	1,012	1,012	1,012	1,699
平成29年度(2017)		659	616	43	307	86	266	414	414	414	1,035	1,035	1,035	1,715
平成30年度(2018)		629	588	41	282	82	265	407	407	407	1,062	1,062	1,062	1,734
中間目標年度 平成31年度(2019)		596	556	40	256	77	263	400	400	400	1,083	1,083	1,083	1,746
長期目標年度 平成36年度(2024)		560	523	37	240	73	247	371	371	371	1,006	1,006	1,006	1,624

(3) 中間処理方法

南但クリーンセンターに搬入されたごみの中間処理方法は、現行の中間処理方法を基本としますが、将来の衣類・布類、小型家電及び廃食用油の資源化に関し、今後、検討を進めて行くこととします。

表 4-3-7 将来の中間処理方法

種類及び区分等		中間処理方法等
可燃ごみ		バイオガス化処理（可燃ごみの約 50%）→焼却処理（可燃ごみの約 50%+バイオガス化処理後の残渣）
資源ごみ	かん類	選別処理→圧縮処理
	びん類	一時貯留
	ペットボトル	手選別→圧縮梱包処理
	プラスチック製容器包装	手選別→圧縮梱包処理
	紙製容器包装	一時貯留
	古紙類	一時貯留
	衣類・布類	一時貯留等を基本として検討
	廃食用油	一時貯留等を基本として検討
不燃ごみ		破碎処理→焼却処理（可燃物）
危険ごみ		破碎処理（蛍光灯）・一時貯留（水銀製品・乾電池）
小型家電		手選別・一時貯留
粗大ごみ		破碎処理→焼却処理（可燃物）

(4) 資源化量

南但地域における資源化量の見込みは、次のとおりです。

表 4-3-8 資源化量の見込み

年度 \ 項目		平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	中間目標年度 平成31年度 (2019)	長期目標年度 平成36年度 (2024)
資源化量	t/年	3,516	3,433	3,351	3,317	3,283	3,245	3,032
紙類	t/年	451	444	438	432	426	420	391
紙パック	t/年	0	0	0	0	0	0	0
紙製容器包装	t/年	190	187	184	181	179	176	163
金属類	t/年	414	399	385	371	357	344	321
ガラス類	t/年	402	396	390	383	378	372	344
白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	t/年	79	78	77	76	74	73	68
容器包装プラスチック	t/年	232	228	225	222	219	214	199
衣類・布類	t/年	—	—	—	37	73	107	101
廃食用油	t/年	—	—	—	2	6	8	7
小型家電	t/年	—	—	—	11	22	32	30
燃料(バイオガス)	t/年	481	468	456	443	428	415	390
焼却残渣(焼却灰・ばいじん)	t/年	1,267	1,233	1,196	1,159	1,121	1,084	1,018
集団回収量	t/年	2,177	2,141	2,138	2,116	2,093	2,071	1,943
資源化量 合計	t/年	5,693	5,574	5,489	5,433	5,376	5,316	4,975
リサイクル率	%	30.0	30.1	30.4	30.9	31.4	31.9	31.9

4. 最終処分計画

(1) 最終処分に関する基本方針

南但地域における公衆衛生の保全を図るためには、ごみ処理の最終工程である最終処分は極めて重要です。

そのため、南但地域で発生したごみは、中間処理、資源化等の方策を実施した後、残ったごみの適正な最終処分に努めています。

本組合及び構成市における最終処分に関する基本方針は次のとおりです。

基本方針

① 最終処分場の適正な管理（延命化）

- ・朝来市一般廃棄物安定型・管理型最終処分場における埋立てに当たっては、ごみの減容化を図り、最終処分場の延命化に努めます。

② 最終処分場の安定的利用の推進

- ・焼却灰・ばいじんについては、民間の資源化事業者を活用することで、朝来市一般廃棄物管理型最終処分場の安定的利用を推進します。

③ 琴弾クリーンセンター内の旧最終処分場の閉鎖に向けた適正な管理

- ・琴弾クリーンセンター内の旧最終処分場の廃止手続が完了するまで適正に保守管理します。

(2) 最終処分の方法及び量

南但クリーンセンター（高効率原燃料回収施設）で発生する焼却残渣（焼却灰・ばいじん）は、引き続き資源化事業者によるエコセメント化等を行います。

一方、南但クリーンセンター（リサイクルセンター）で発生する破碎処理後の不燃物や朝来市の土砂・瓦等は、それぞれ朝来市一般廃棄物管理型最終処分場・安定型最終処分場において、適正に処理・処分していくこととします。

南但地域における最終処分量の見込みは次のとおりです。

表 4-3-9 最終処分量の見込み

項目 年度	最終処分量		
		直接埋立 (不燃ごみ・土砂・瓦等)	不燃性残渣 (破碎・選別後)
	(t/年)	(t/年)	(t/年)
平成26年度(2014)	928	569	359
平成27年度(2015)	894	548	346
平成28年度(2016)	860	526	334
平成29年度(2017)	813	506	307
平成30年度(2018)	766	484	282
中間目標年度 平成31年度(2019)	721	465	256
長期目標年度 平成36年度(2024)	678	438	240

(3) 最終処分の主体

中間処理後の最終処分は、朝来市直営による運営及び維持・管理を行っており、今後も現体制を維持します。

5. その他必要事項

(1) 危険物・適正処理困難物対策

養父市及び朝来市では、南但クリーンセンターで処理できないごみとして、家電リサイクル品・パソコン、爆発物・危険物等及び処理困難物を定め、それぞれの処理方法について指導しています。

南但クリーンセンターで処理できないごみは次のとおりです。

表 4-3-10 南但クリーンセンターで処理できないごみ

対象物		処理方法
家電リサイクル品	テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）・エアコン・洗濯機・衣料乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫	その商品を買った販売店に依頼する。
	パソコン	メーカーに回収を申し込む。
爆発物・危険物等	適正に処理しないと、人体に危険があったり収集車や処理施設を損傷したり、環境に影響を与えるもの ● ガスボンベ ● 火薬・薬品・農薬・石油類 ● 廃油・塗料・シンナー・接着剤等の中身が残っている容器 ● 金属粉末 ● 感染性廃棄物（注射器等）	専門業者に処理を依頼する。
処理困難物	大きすぎたり、硬すぎたりするなど、南但クリーンセンターでは適正に処理することができないもの。（破砕能力を超えるもの） ● タイヤ・タイヤホイール ● オートバイ・自動車の部品・機械部品・エンジン ● 農機具・荷車の台車・チェーン・FRP製品 ● ボイラー・モニター・ポンプ ● 消火器・ピアノ ● 鉄塊 ● 土砂・ガレキ・瓦・タイル・レンガ ● 建築廃材などその他処理困難物	専門業者に処理を依頼する。

第4節 施策推進のスケジュール

1. 進行管理計画

本計画に掲げる基本理念や基本方針を実現するためには、ごみの排出者である住民・事業者と行政が連携・協働を図りつつ、本計画を推進して行くことが重要であり、そのためには、本計画の目的、目標及び進捗状況を三者が共有していくことが必要不可欠です。

以上を踏まえ、行政が調整役（コーディネーター）としての役割を果たし、本計画の施策に関する周知徹底と普及・啓発を積極的に行うことで、多くの住民・事業者からごみの減量化及び資源化に対する理解と協力が得られるよう、働きかけを行います。

また、P D C Aサイクルを用いた計画の進行管理として、毎年度の進行管理（小さなサイクル）と、中間目標年度である平成 31 年度（2019 年度）を目処に計画の評価・見直し（大きなサイクル）を実施し、その内容を「南但ごみ処理計画検討委員会」及びホームページ等で広く公表していきます。

計画に関する進行管理（イメージ）を次に示します。

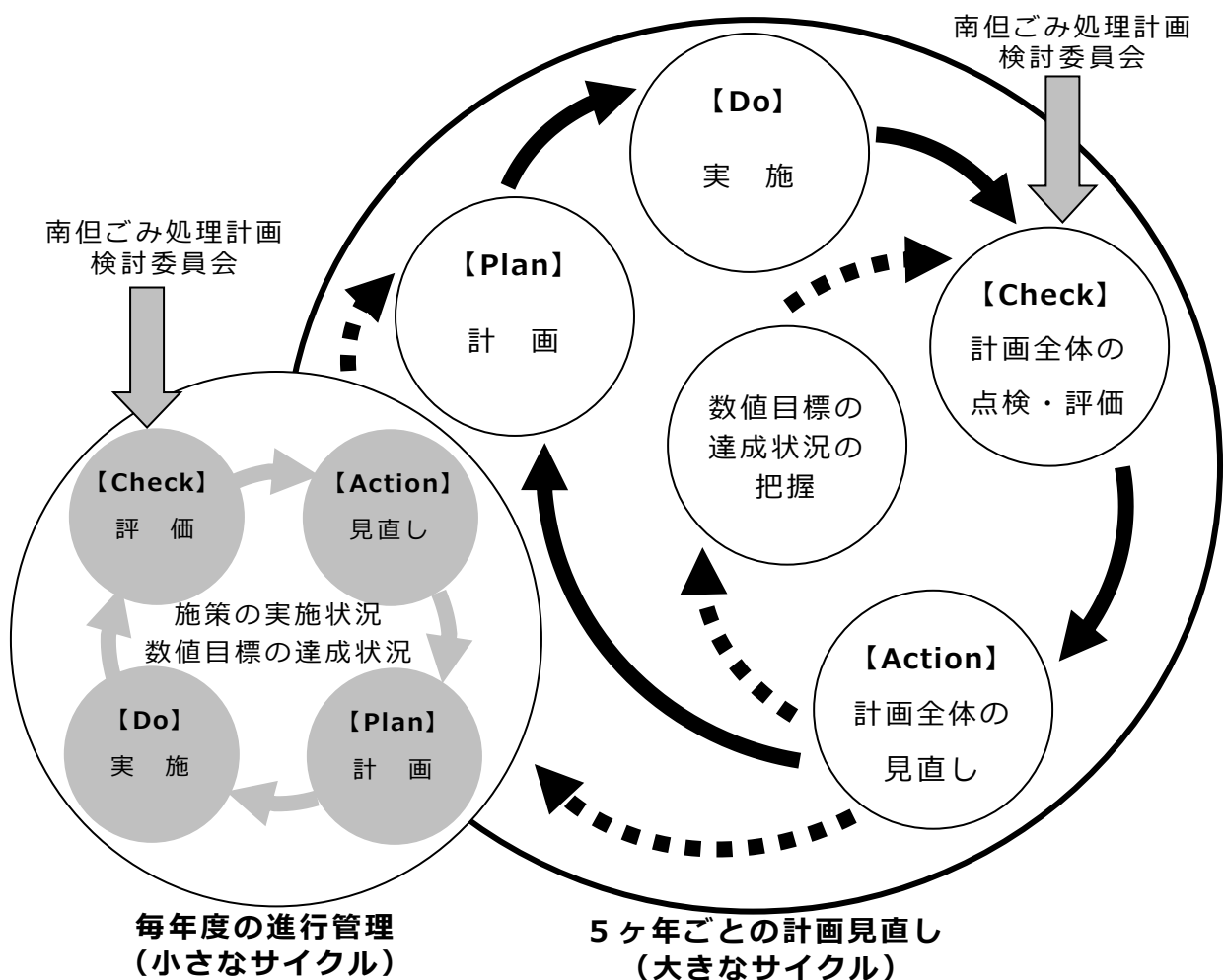


図 4-4-1 計画に関する進行管理（イメージ）

2. 施策の実施スケジュール

施策の実施スケジュールについては、本計画に掲げる基本理念や基本方針を実現するため、平成27年度（2015年度）から中間目標年度（平成31年度（2019年度））までの5年間におけるスケジュールを次のとおり定め、施策を推進します。

表 4-4-1 施策の実施スケジュール（3Rの総合的な推進）

具体的な施策	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
1) リデュース(廃棄物の発生抑制)の推進に向けた取り組み					
① 食品ロス(手付かず食品・食べ残し等)の解消			重点的に推進		
② エコクッキングの推進			重点的に推進		
③ 生ごみ水切りの推進			重点的に推進		
④ 環境に配慮した行動の推進			重点的に推進		
⑤ 環境に配慮した行動(買い物)の推進			重点的に推進		
⑥ マイバッグ運動の推進			重点的に推進		
⑦ 簡易包装等の推進			重点的に推進		
⑧ 耐久消費財等の長期使用の実施			重点的に推進		
⑨ 「スリム・リサイクル宣言の店」の推進			重点的に推進		
⑩ 事業系ごみについての指導及び多量排出事業者の把握			重点的に実施		
⑪ 事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進			重点的に推進		
2) リユース(再使用)の推進に向けた取り組み					
① リターナブル製品等の積極的な購入			重点的に推進		
② リサイクルショップ等の活用			随時推進		
③ フリーマーケット等の開催場所の提供			実施		
④ 不用品交換に関する機会の提供			実施		
⑤ リユース食器等の使用拡大			随時推進		
3) リサイクル(再生利用)の推進に向けた取り組み					
① ごみの分別の徹底			重点的に推進		
② 「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」の作成・配布			重点的に実施		
③ 管理会社等を通じた「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」等の配布			随時推進		
④ 店頭回収の拡充			重点的に推進		
⑤ 自治会・住民団体・PTA等による集団回収の拡大			重点的に推進		
⑥ 資源ごみ回収品目の拡大についての検討			重点的に実施		
⑦ 南但クリーンセンターにおける監視・指導の実施			重点的に実施		
4) 情報発信の充実による意識啓発に向けた取り組み					
① 広報紙等、既存の広報媒体を用いた啓発・情報提供			重点的に実施		
5) ネットワークの構築に向けた取り組み					
① 環境保全団体等の取り組みに対する支援			実施		
② 地域における集団回収への支援			重点的に実施		
6) 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み					
① 事業所等における環境研修等の実施			随時推進		
② 事業所等への助言・指導の実施			随時推進		
③ 南但クリーンセンターにおける監視・指導の強化			重点的に推進		
7) 環境教育・環境学習の充実に向けた取り組み					
① 環境講座等の開催			重点的に推進		
② 南但クリーンセンター見学会や学習会等の実施			重点的に推進		
③ 環境教育の推進			重点的に実施		
④ 出前講座の開催			随時推進		
8) イベント等による意識啓発の取り組み					
① 環境イベント等の開催			随時推進		
② マイバッグ・キャンペーン等の実施			重点的に実施		
9) 環境美化・清掃活動等の推進に向けた取り組み					
① 環境美化活動や清掃活動の推進			重点的に推進		
② 環境美化活動や清掃活動への支援			重点的に実施		
③ 環境配慮型イベント等の呼び掛け			実施		
10) その他の取り組み					
① 可燃ごみへの異物(土や砂)混入防止			重点的に推進		
② グリーン購入の推進			随時推進		
③ 処理困難物等の適正処理の推進			重点的に推進		
④ 南但ごみ処理計画検討委員会における検討			随時推進		
⑤ 本組合、養父市及び朝来市における連携の強化			重点的に実施		

表 4-4-2 施策の実施スケジュール（廃棄物の安心・安全な処理（ごみの適正処理及び資源化）の推進）

具体的な施策	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
1) 収集・運搬体制の充実					
① 効率的な収集体制等の確立			重点的に実施		
② ごみステーションの適切な配置と管理の推進			随 時 推 進		
③ 生活弱者に配慮した収集制度の構築	検 討		調 整	推 進	
2) 中間処理施設（南但クリーンセンター）の管理・運営					
① 南但クリーンセンターにおける資源回収の推進			重点的に実施		
② 南但クリーンセンターの適正な運用の推進			重点的に実施		
③ 焼却灰・ばいじんの資源化（エコセメント化）の継続			重点的に実施		
3) 最終処分場の管理・運営					
① 最終処分場の適正な管理（延命化）			重点的に実施		
② 最終処分場の安定的利用の推進			突 施		
③ 琴弾クリーンセンター内の旧最終処分場の閉鎖に向けた適正な管理			重点的に実施		
4) その他の取り組み（衣類・布類、小型家電及び廃食用油の資源化等）					
① 衣類・布類の資源化の検討・調整・段階的实施	検 討	調 整		段階的に実施	
② 小型家電の資源化の検討・調整・段階的实施	検 討	調 整		段階的に実施	
③ 廃食用油の資源化の検討・調整・段階的实施	検 討	調 整		段階的に実施	
④ 在宅医療廃棄物の適正処理の推進			突 施		
⑤ ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価			突 施		

表 4-4-3 施策の実施スケジュール（住民・事業者・行政の協働による取り組みの推進）

具体的な施策	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
1) 情報の共有化や発信					
① 情報の共有化の推進			重点的に推進		
② 情報発信手段の充実			重点的に実施		
2) 地域や事業者とのパートナーシップ					
① 地域住民とのパートナーシップの強化			重点的に推進		
② 事業者とのパートナーシップの強化			重点的に推進		

表 4-4-4 施策の実施スケジュール（不法投棄対策及び災害廃棄物対策）

具体的な施策	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
1) 不法投棄に関する防止対策の推進					
① 不法投棄防止の未然防止を図った啓発活動の推進			重点的に実施		
② 不法投棄に対する関係機関との連携強化			重点的に実施		
③ 不法投棄に対する監視活動の強化			重点的に実施		
④ 不法投棄物の適正処理の推進			突 施		
2) 災害廃棄物対策の推進					
① 災害廃棄物発生時における適正処理の確保			突 施		